

平成14年第1回防府市議会定例会会議録(その5)

平成14年3月12日(火曜日)

議事日程

平成14年3月12日(火曜日) 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	深 田 慎 治 君	2番	山 下 和 明 君
3番	河 杉 憲 二 君	4番	原 田 洋 介 君
5番	安 藤 二 郎 君	6番	弘 中 正 俊 君
7番	横 田 和 雄 君	8番	藤 本 和 久 君
9番	斉 藤 旭 君	10番	山 本 久 江 君
11番	木 村 一 彦 君	12番	馬 野 昭 彦 君
13番	藤 野 文 彦 君	14番	山 田 如 仙 君
15番	平 田 豊 民 君	16番	今 津 誠 一 君
17番	熊 谷 儀 之 君	18番	行 重 延 昭 君
19番	石 丸 典 子 君	20番	松 村 学 君
21番	大 村 崇 治 君	22番	広 石 聖 君
23番	藤 井 正 二 君	24番	河 村 龍 夫 君
25番	佐 鹿 博 敏 君	26番	田 中 敏 靖 君
27番	中 司 実 君	28番	青 木 岩 夫 君
29番	横 見 進 君	30番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	関誠君	財務部長	湯浅克彦君
財務部理事	板村壽一君	総務部長	中村武則君
総務課長	渡辺知明君	生活環境部長	戸幡昭彦君
産業振興部長	吉田敏明君	土木建築部長	林勇夫君
都市整備部長	属宣義君	健康福祉部長	林甫君
教育長	岡田利雄君	教育次長	山下州夫君
水道事業管理者	福田勝正君	水道局参事	井上孝一君
消防長	大木孝好君	監査委員	小田寛君

事務局職員出席者

議会事務局長 山下正君 議会事務局次長 桑原正文君

午前10時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

3番、河杉議員、4番、原田議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより一般質問を行います。2番、山下議員。

〔2番 山下 和明君 登壇〕

2番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

まず最初に、住宅行政についてであります。市営住宅は、公営住宅法の規定に基づき、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、住民に賃貸するための住宅であり、また、その区域内の低所得者の住宅不足を緩和する必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないとされております。

平成8年には、公営住宅法が一部改正され、1種、2種の区分廃止、高齢者、障害者の収入基準が緩和されたところであります。また、駐車場が入居者の共同施設として位置づけられ、これにより、本年4月より、まずは8団地で駐車場使用料が徴収される運びとなっておりますが、これからの住宅施策の課題は、基盤となる住宅の確保と質の向上を、状況に応じていかに達成していくかだと考えます。

そこで、今後の課題と思われる4項目について質問をいたします。

1項目は、市営住宅の建替計画及び管理戸数の確保についてであります。現在、市営住宅は31団地、2,127戸を管理いたしておりますが、ここ近年は市営住宅の公募に対し、申し込み状況は倍率が高く、社会情勢を反映してか、市営住宅の入居を希望する方がふえているようです。

市営住宅を求めるニーズに対して、2,127戸では市住の戸数が不足しているのではないのでしょうか。昭和20年代後半から40年代前半に建設した市営住宅が多く、現在、西田中住宅を平成13年度から16年度にかけて、低層から中層に、2棟48戸が建設中でありますが、今後の建替計画の中で、戸数の増について、戸数の確保はどのように思案しておられるのか、数字で示していただき、御見解をお伺いしたいと存じます。

2項目は、高齢単身者の市営住宅の入居についてであります。公営住宅法は、公営住宅法施行令により、50歳以上の者及び身体障害者と生活保護を受けている者は、単身者であっても公営住宅の入居の申し込みが認められています。しかし、申し込み基準を満たしていても、単身者用は2DKまでの部屋に限られ、年4回の募集においても空きの戸数が少なく、しかも市街地から遠い住宅が公募されるので、市住を希望される高齢単身者には不満もあるようです。

そこでお尋ねいたします。御承知のことではあります。高齢化社会とはひとり暮らしの高齢者がふえるということであり、したがって今後の建替計画の中で、単身者用の戸数の確保を推進することは当然であり、それと同時に、単身者の方が入居しやすい配慮も必要かと存じますが、高齢単身者の入居について、環境を改善すべきだと考えます。当局の御見解はいかがなものでしょうか、お伺いいたします。

3項目は、市営住宅の階段用手すり設置についてであります。県営住宅においては、バリアフリーの整備として、平成11年ごろに階段用手すりが既に設置され、本市では公営住宅ストック総合活用計画の中で14年度より本格的に手すり取り付け等は年次的に設置されると伺っておりますが、そこで、設置されていない市営住宅の階段用手すりについて、取り付け計画を示していただきたいと存じます。

4項目は、市営住宅の家賃徴収についてであります。県と同様に、家賃滞納を続ける者

に対し、住宅の明け渡しと家賃の支払いを求める訴訟を起こして対応しておられますが、そうした手段をとることによって、家賃徴収の効果はどのようにあらわれてきているのか。また、今後の徴収については、どのように取り組んでいかれるのか、対策等についてお伺いをいたします。

次は、医療支援施策についてであります。仮称ではありますが、入院・医療支援センターの設置について、お尋ねをいたします。高齢化社会の進行に伴い、医療費は膨らみ続けていることにより、昨年の1月より70歳以上の患者の自己負担に定率制が導入され、高額医療費等の見直しなど、健康保険法の一部改正がされました。また、政府与党は、サラリーマン本人の医療費自己負担を、来年4月から現行2割を3割に引き上げることや、医療制度の抜本改革に着手することで合意に至っております。

そこで、耳を傾けていただきたい課題は、高齢者が一般病院に入院すれば、3カ月で退院を余儀なくさせられるということです。この制度は、規定の特定患者は除きますが、入院90日を超えると、医療費の入院診療報酬が低減されることにより生じることで、3カ月以上の入院に制限をする制度となっているかと考えます。

例えば、高齢者が悪性腫瘍を手術した後、後遺症を持ちながら別の病院や施設に移転しなければならないケースもありますし、また、一般病棟に空きがない場合は、自宅で看護、医療を施しているケースもあるようです。声として届けますが、重度の病気で救急病院に入院すれば、退院の時期も早く、家族は命にかかわることでもあり、入院継続のできる病院や施設を直接交渉して探さないといけません。そうした病人を抱える家族にとっては、最善の看護、介護を尽くしたいと望むのは当然で、連れ合いにとっては身も心も疲労が重くのしかかっているとお察しいたします。

そこで、このような状況に置かれた御年配の家族のお話を聞くにつけ、行政として少しでも支援ができないものかとお尋ねをいたします。

介護保険では、在宅介護支援センターが市内8カ所に設置され、高齢者の総合相談窓口として、高齢者に関する心配事や悩み事の相談に応じ、サービス充実に取り組みがされております。前段申しました状況にある家族は、混乱と不安の環境に置かれていると思われれます。

提案いたしますが、医療も介護も保険制度であります。健康増進課を窓口として、医療にかかわる心配事の相談等に乗じ、医療機関との対応ができる、仮称ではありますが、入院・医療支援センターの設置を早い時期にお願いしたいのであります。

当局の御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 2番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、住宅行政についての御質問のうち、市営住宅の建替計画及び管理戸数の確保についてお答えいたします。

現在、西田中住宅1棟24戸の建替事業を8月末の完成予定で実施いたしており、引き続き2期工事として、平成15年、16年度で1棟24戸の建て替えの計画をいたしております。その後の建替計画及び管理戸数の確保につきましては、現在、公営住宅ストック総合活用計画の策定中でありまして、その計画に基づいて、実情を踏まえながら十分検討いたしてまいりたいと考えております。

なお、現在、市営住宅2,127戸、県営住宅820戸あり、今後、県営住宅の建て替えにより、70戸程度の増加が見込まれております。また、西田中市営住宅の建て替えにより、27戸増加することもありまして、公営住宅は当面充足するものと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） それでは、2点目の高齢単身者の市営住宅入居についてお答えをいたします。

公営住宅法では、同居親族のいない単身者は、公営住宅への入居を認めておりませんが、昭和55年の一部法改正によりまして、老人、身体障害者等は単身で入居できるようになりました。これによりまして、防府市でも2K、2DKの住宅603戸をこれらの単身者も入居可能な住宅としており、募集の倍率も、3DK以上の住宅と同程度で推移をしております。しかし、高齢化社会に対応するため、今後の建て替えの際には、高齢者や身体障害者の方々にも配慮した便利な部屋を確保してまいりたいと考えております。なお、現在建設中の西田中住宅では、8戸を高齢単身者も入居可能な2DKといたしております。

次に、3点目の市営住宅の階段用手すり設置についてお答えいたします。

昨年の9月議会でもお答えいたしましたように、今年度は単独市費で14カ所の階段に手すりを設置いたしました。平成14年度では田島住宅、緑町住宅に手すりの設置計画をしております。今後の設置計画につきましては、公営住宅ストック総合活用計画の改善事業の補助メニューの中で対応してまいりたいと考えております。

次に、4点目の市営住宅の家賃徴収についてお答えいたします。1月末現在で、家賃滞納額は約1億7,800万円でございます。3カ月以上の滞納者は、住宅入居者の約15%の324名、そのうち6カ月以上の滞納者268名、1年以上の滞納者は全体の約

10%の217名おり、家賃徴収については大変苦慮しておるところでございます。

県は平成7年度より訴訟を起こし、現在、滞納月数12カ月以上または滞納額50万円以上の悪質滞納者を提訴いたしております。防府市でも平成11年度から訴訟を始め、現在まで45件の明け渡しを求める訴訟を行っております。引き続き平成14年度につきましても、滞納月数36カ月または滞納額70万円以上の悪質滞納者を対象に取り組んでまいります。

家賃徴収の効果はどのようにあらわれているかとの御質問でございますが、入居者も明け渡し訴訟に関する新聞記事や口コミ、市町村税の滞納者や家賃滞納者への再入居に対する拒否の条例の制定によりまして、市も厳しく対応することを認識し始め、滞納整理上にも効果があらわれてきております。

また、今後の徴収につきましても取り組み、対策への御質問でございますが、従前の対策に加え、さらに今後新しく入居する人に対する納付指導を徹底し、新たな滞納者をつくらないように早めに対応し、収納率の向上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） それでは、住宅行政について、さきに市長の方から答弁がございましたので、1項目の市営住宅の建替計画及び管理戸数の確保について質問等もさせていただきます。

今、御答弁いただいたわけでありましたが、市営住宅の建替計画については、ストック計画に基づいて十分検討していくということで、まだ、公営住宅のこのストック計画については、我々には示されていないわけでありまして、こういった計画で検討されるのか、その辺が不透明なわけでありまして。管理戸数の確保については、今、市営住宅は2,127戸、県営住宅は820戸ということで、将来的に西田中の27戸ですか、それと県住等が70戸等が建設されるということで、足せば3,000少々の戸数ということになるかと思うんですね。これは山口県建築指導課がまとめた資料であります。平成13年の4月1日現在ということで、1年前の資料ではありますけれども、防府市の市営住宅は、そのときに、1年前は2,170戸で報告が上がっておりまして、県営住宅が820戸ということで、足しますと公営住宅は2,990となるかと思っております。今、その答弁をいただいたわけでありましたが、私としてはその市営住宅の戸数は、どうもふやすおつもりがないのかなというような内容で私は受けておるわけでありまして、もう少し具体的に質問させていただきますが、建て替えはするが、市営住宅の戸数はふやすお考えがあるのか、それとも現状の戸数と申しましょか、大体市営住宅は今2,127プラス西

田中が27ふえたとしても2,150程度で、県営住宅が820から70戸ふえたとしても890。そうしますと、戸数的にどの程度ぐらいいまで確保したいという、その辺の部分について答えていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 将来の戸数でございますけれども、現在作成しておりますところの公営住宅ストック総合活用計画の中間報告によりますと、平成12年、国勢調査時の公営住宅の世帯割が5%程度となっておりますのでございます。それで、防府市第3次総合計画では、平成22年の世帯数は5万200世帯と推計されまして、今後の持ち家対策や民間借家の充実が図られると考えまして、将来値を6%を想定しますと、公営住宅の供給目標が約3,000戸が必要となります。先ほど申しましたように、現在の市住2,127、県住820、県住、市住の建て替え時の増加を考えますと、約3,044戸になりまして、当面公営住宅は充足すると考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 3,000戸、今、建替計画の中で3,044戸等で当分、それで充足するという事。どうなんでしょうかね。市営住宅のこの戸数をふやさないといましようか、今申しましたように、先ほどの数字から言いますと、2,990ということは3,000戸を去年の4月1日では公営住宅は市内にあるわけなんです、3,044戸と、44戸ふえる程度なわけですよ。いわば、戸数をふやさないその根拠というものはどこにあるのか、その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 戸数の増減に関しまして、今後の意向を今回の公営住宅ストック総合活用計画の中で検討させておるのでございまして、今現在、そういうふやせない理由ということじゃなしに、それをどうしたらいいかを検討させておる最中ですので、今しばらくしたら回答が出ると思います。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） ストック計画、ストック計画と言われますけれども、そのストック計画がよくわからないもので、申しわけないんですが。

市営住宅の募集状況を見ますと、平成11年度の募集状況からいたしますと、年に4回の平均なんです、倍率が6.3倍なんです。そして平成12年度では5.0倍、そして平成13年度につきましては6.5倍という高い競争倍率といましようか、かなりの方が市営住宅に、募集に来ておられると。数字で申しますと、13年度を例に挙げますが、年4回の募集で77戸募集が出ました。その応募された件数が502世帯なんです。

502世帯。その502世帯の家族の人数を考えれば、私は1,000人以上の方が市営住宅を求めておられると、このように私、この数字を見て受けとめておるんですよ。この数字からしても、市営住宅が不足しているんじゃないかと、このように私は主張したいというふうに思います。

他市と比べては申しわけないんですが、隣の徳山市さんと比べますと、公営住宅の管理戸数が約1,000戸違うんですね、1,000戸違います。ちなみに、徳山市さんは、先ほどのこの資料から申しますと、市営住宅が2,796戸と この数より現在はまだふえておりますけれども、そして県営住宅は1,185戸と。合わせますと3,981と。ですから、この防府市より徳山市は1,000戸公営住宅が多いわけでありまして、私は徳山市はこの公営住宅を確保するということが、定住施策という位置づけで取り組んでおられるのかなというような気がするわけでありまして、市営住宅の戸数をふやしていくということが、やはり私は定住施策にもつながる要因があるんじゃないかなと思います。

そして、県営住宅の状況を他市等の数を見ますと、山口市なんか県営住宅が1,340戸あるんです。徳山市が、今申しました1,185戸。下松市も992戸あるんです、県営住宅。そして、岩国市についても926戸と。防府市が820戸ということで、他市と比べたら少ないわけです。これは要望になりますけれども、県営住宅の誘致も、今後しっかり市長さんからお願いをしていっていただきたいなと、この数字からそういったことが伺えるのではないかと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、2項目の高齢単身者の市営住宅の入居についてであります。先ほど答弁いただいた内容は、昭和55年より単身の方も入居が可能にしているということで、603戸、今、維持しているんだと、管理しておられるということでありましたが、今後の建替計画の中で、便利な環境にしていくというか、そのような内容の答弁だったと思いますけれども。この市営住宅の募集状況からしますと、13年度からしても、単身者用は先ほど平成13年度が77戸と申しましたが、その中で単身者が申し込みが可能なのが10戸なんです。10戸しか出ていないんです。全体の3割じゃないんです。実際にはかなり率的には低い戸数しか出ていない。しかも、この単身用は、家族世帯、一般世帯も申し込みはできる制度になっておりますので、実際には高齢単身者というものは狭き入居状況だということになるかと思います。しかも、どういったところが募集に出ているかと申しますと、勝坂または大平山等が多いんですね。かなり周辺が多いわけでありまして。やはり不満が多い、私は、そういった声も聞いておるわけでありまして。

それで、参考に申しますが、不動産流通近代化センターというところが国土交通省の資料の中に、民間借家の調査をした内容が出ておりまして、どういう内容かと申しますと、

民間借家の大家は高齢者世帯の入居を敬遠しており、高齢者世帯は入居しづらい状況があるということで、ひとり暮らしの高齢者においては、60%の方が入居を敬遠しておられるということで、ひとり暮らしの高齢者は厳しい入居状況にあるということなんですね。ちなみに、外国人が50%、高齢者のみの世帯が大体4割を占めているというか、入居を敬遠されがちだという報告もあるわけでありまして。

そこで質問させていただきますが、他市では3K、3DKも、単身者も入居できるようにしておるんですね。調べましたところ、14市中10の市が3Kないし3DKまで高齢単身者が入居できるシステムにしておるんです。防府市の場合は3Kの間取りが387戸あるわけでありまして、その387戸を単身用に、この3Kを、門を開くことができないかということなんですね。ですから、今、高齢単身者も入居できるのが603戸ということで、足しますと990戸になるのかなと思いますので、この点についていかがなものでしょうかね。3Kを単身用に門を開くということはいかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） お答えします。3Kにも入居させたらどうかということでございますが、3DK以上に単身者の入居を認めた場合に、基本的には一般募集の倍率が高くなると。本来の入居者であるところの一般世帯の入居が非常に厳しくなることが予想されると思います。ですけど、平成15年の夏までには西田中住宅の2期工事に伴う松原住宅への住みかえが終了する予定でありますので、その後、単身者も入居可能な松原住宅の募集ができるため、今まで以上に単身者も入居しやすくなると思います。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 3Kまで、3DKじゃないんですけども、3Kまでとお願いしたんですが。そこまで門を開くと、一般世帯の入居の募集等が厳しくなるということが予想されるということでありますが、そうすれば、市営住宅の戸数の増も考えていただきたいわけなんですけれども。これは、徳山市さんなんか先ほど申しました数は若干違いますが、最近調べた数なんですけど、市営住宅が2,846、そのうちの1,675戸を単身者も入居できるようにしておるわけですね。先ほど申しましたように、単身者も可ということで、単身用といいますけれども、やはり一般世帯も申し込みができるようになっているわけでありましてね。私は、この387戸の3Kの間取りも高齢単身者に入居ができる、手続ができる、申し込みができるように環境を整えてあげるのがいいんじゃないかなと思いますよ。

県の方は、55平米以下を単身者も入居可能にしておるみたいなんですね、聞きましたところ。そうしますと、もう3DKが55.04とか55.4とか、大体その3DKまでが、

55平米ちょっと超えますけれども、かなり広い面積でも単身用の方も入れるようにしておるといふことでもありますので、この件については検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

参考に、御存じだらうと思ひますけれども、これは要望になりますけれども、お伝えしておきますけれども、高齢者の住みよい環境整備を推進するといふことで高齢者の居住の安定確保に関する法律といふものがございまして、国土交通省の方から出ておるわけですが、この法の目的は、この法律は、高齢社会の急速な発展に対応し、民間活力の活用を図りつつ、良好な居住環境を整えた高齢者向けの住宅の供給を促進するといふもので、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現をしようといふものなんです。内容は、高齢者向けの賃貸住宅の供給を行おうとする賃貸住宅事業者は、供給計画を作成し、基準に適合すれば、都道府県知事の認定を受けることができます。認定を受けた計画により供給する住宅、高齢者向け有料賃貸住宅には、整備に要する費用や家賃の減額に要する費用について、国と地方公共団体による補助などが、支援が行われるといふものでありまして、このような制度もありますので、民間の活力を今後検討していただきたいといふことで、お願ひをしておきたいと思ひます。

次に、3項目の市営住宅の階段用手すりの設置についてであります。今までは単独事業で設置がされてきまして、14年度におきましては、田島、緑町等はこのストック計画の中で、補助メニューの中でといふことで設置がされるわけでしょうが。この件について、私、これ、確認になるんですが、以前、消防法の関係で設置が難しいといふことがあったんです。桑山の市営住宅に階段用の手すりの設置をお願ひを5年前ぐらいにしたことがあるんですが、消防法等の兼ね合い、要するに通路が1.2メートルだったと思うんですが、確保しなければならぬといふことで、設置が厳しいと、このような内容を伺ったことがあるんですが、この件についてはクリアしておられるものでしょうか、どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 今後の計画の中に、その辺のことを踏まえた上で設置を検討してまいりたいと思ひます。

消防法の件については、今後その辺を検討しながら、設置していこうと思ひます。消防法のことについては、ちょっとまだ、今ストック計画の中で計画中でございまして、その辺も多分中に入れた部分で検討をしておると思ひますので、消防法の適用にならないような階段手すり等についてはどうするかといふことは、今からの策定要項の中でどういふふう処理したらいいか、補助対象になるのか、その辺の検討がされると思ひますので。策定書が月末にはでき上がるようございまして、その時点までちょっと今、消防法の

ことについてはちょっと資料不足でございまして。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 私、今申しましたように、5年前にこういったことで、係の方に手すりの設置をお願いをしたときに断られているんですよ。いわば、その補助メニューになかったものが、このたびの公営ストック計画の中で補助の採択を得ておやりになられるという計画を、今策定中でどこかへ出されておられるんだろうと思うんですよ。当然、この話というものは、今私が言ったから、ああそうという問題じゃありません。県だって設置しているわけですから、そのことについては、もう検討がされた中で設置されているわけでありまして。ですから、防府市の市営住宅においても、今、私が消防法云々ということに対して、そのストック計画の中で出てくるのを待って、その採択、なるものかならないものか検討したいというのはおかしいなと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） ちょっと言葉不足で済みませんが、そういうものを含めた上で、今策定中でございます。検討するのではなしに、そういうことを含めた上で、今委託をかけておりますから、検討しておると思います。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） これ以上言っても、ストック計画が出てこないと検討ができませんというようなあいまいな答弁だったわけではありますが。

そこで、設置の基準についてであります。高齢者の方が多く居住しておられるところから設置されるのか、陳情書が上がってきたところから階段用の手すりというものは設置されるものなのか。このことについて質問させていただきますが、手すりを設置をしていく優先基準というものはどうお考えなのか、その考えについて示していただきたいと思えます。

それと、何年度までにこの全団地の手すりの設置は完了される計画なのか。これもストック計画ということで逃げないようにお願いをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 先ほども申しましたように、今現在公営住宅ストック総合活用計画書を策定中でございますので、その結果を持ちまして、順序等も調整をしたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 何もかもそのストック計画でくくられて、御回答いただけんと

いうものは非常に困るわけであります。手すりについては、陳情が上がったところ、要望があったところから設置をされるのが当然だろうと思います。そのように言っていただければ簡単に済むことなんですけれども、そのストック計画がという、なんか難しく答弁されておられるようで。

これは要望になりますけれども、市営住宅に3階ないし4階の高いところにお住まいの若い世帯なんかでも居住しておられるんですけれども、御年配の方が子どもに会いに来たり、御年配の方が訪ねてこられる、来客というのは当然あるわけでありますが、そうした方の声を聞きますと、階段を上ることは何とか上れるんですけども、おりるときにひざが悪いので、大変難儀しとるということで、階段の手すりがあればなという声も多く聞いておりますので、どうかこの市営住宅の階段用手すり設置については、早い時期に設置をお願いしたいと思います。

4項目の市営住宅の家賃徴収についてであります。今答弁いただいた中に、この調停等については効果はあらわれてきているということでありましたが、いかがなものかなと思うんですね。本当にあらわれてきているのかと。これは14市の平成11年度の市営住宅の家賃の徴収状況なんですけれども、平成11年度の14市の現年度の徴収率は94%。しかし、防府の場合は92%。過年度分については、14市の平均が17%の徴収率。防府の場合は12%。その現年度と過年度を合計した調定額、いただかなければならない家賃ですね、その徴収率を見ますと、14市の平均は79%の徴収率があるわけであります。しかし、防府市の場合は65%ということで、他市と比較して大変に厳しい徴収率の、ここで数字がうかがえるわけであります。

平成12年度の徴収率を見ますと、現年度、過年度を足した調定額、平成12年度、4億7,700万何がしという金額に、調定額が、ここで数字が上がっております。それは、翌年度の未収入済額も過年度というのはそこに入っておるわけでありますが、この徴収率が平成12年度は63.48%。だんだん下がっているんですね。しかも、その12年度の、いただかなければならない家賃が、1億7,398万9,000何がしの金額が未収入になって、また翌年度13年度に引き継いで、引きずっているわけであります。その収入未済額、要するに未収入のこの金額については、私は不良債権のようなもので、なかなかその回収が難しいというふうに感じておるわけでありますが。そこで、13年度のその徴収率というのは、どの程度になると試算しておられるのか、そのことについてお尋ねをいたします。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 一応、13年の1月末現在で、昨年徴収率よりは約

350万増額しておるわけでございますので、最終的にまだ集計しておりませんが、過年度よりはふえてくると思います。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） これから追い込みで、はっきりした数字は出ないかもしれませんが、12年度より上回るのか下回るのか。私は下回るんじゃないかなと、徴収率がですね。時間もないので、これ以上聞いてもはっきりした答えが返ってこないかもしれませんので。

このままの徴収状態では、60%を切るんじゃないかというふうに私は思っております。しかも、この平成14年度から、駐車場の料金も家賃に加算されるわけでありまして、払う側としては大変な金額になるわけでありまして。そういった面からすると、一番また危惧しなければならない、先ほどから建替計画の話も出ておりますけれども、建替計画がどんどん進みますと、市住も新築になるわけでありまして。そうしますと、その家賃の標準も当然高くなります。ですから、徴収額というものは一気に膨らんでくるわけですね、建て替えが進めば進むほど。そうしますと、今の徴収力では、家賃の未収入分というものが増大する一方になるのではないかなというふうに感じておるわけでありまして。この件については、非常に難しい問題ではあるかと思うんですよね。そうした意味で、質問したいところですけども、この施策を今後考えていただきたいなど、徴収について、徴収力を上げるためにどうすればいいかということを考えていただきたい。要望しておきます。

それと、初日の本会議で、13件の市住の明け渡し訴訟に関する報告が市長の方からなされました。同僚議員の質問に対して、市長は、1年以上の市営住宅の家賃を滞納している人たちが1割を超えていると。三、四カ月滞納となると、入居者の4分の1強になるのが現実であると。善良な、一生懸命市営住宅の支払いをしておられる方々の不公平感をぬぐい去ることができないということで、こういった処置をしているという話だったわけがあります。このような対応を否定する気はございませんし、異論を持つものではありませんけれども、たしか土木建築部長が、このたびの訴訟は48カ月以上、または80万円以上の家賃滞納の人を提訴したというふうに言われましたけれども、ここまで引き延ばすというのは、これは酷なんじゃないかなと。もっと早い時期に対処する方がいいんじゃないかなというような気がしております。要望しておきます。

御存じのように、社会情勢というものは景気雇用等も大変に厳しく、さらに引き続き悪化するという感がするわけでありまして、1月の完全失業率も5.3%ということで、高い、悪いと言いましょか、数字がいまだにあるわけでありまして。市営住宅に入居しておられる方の中にも、一生懸命生活しておられる方もたくさんおられるわけでありまして。

しかし、突然の解雇、リストラ、失業ということが考えられるわけであります。そういった方々というのは、なかなか40歳も年を超えると、再就職というのが非常に厳しいんです。6カ月ないし1年、もとの生活に戻るとなると日数がかかるわけであります。

そうした実情というのもありますし、公営住宅法の目的というのが、住宅に困っている低所得者の方に対して、低い家賃で賃貸することによって、生活の安定ないし社会福祉に寄与すること、これが私は原点だろうと思います。それで、市営住宅設置及び管理条例の第16条の中にも、家賃の減免について掲げてあるところがあるわけです。1として、入居者または同居者の収入が著しく低額であると。これはリストラ、失業になれば、当然低額になるわけであります。それと、2として、入居者または同居者が病気にかかったときということで、病気のこともここでうたってあるわけでありまして。

提案でありますけれども、状況に応じて、家賃を半年間ないし1年、減免の措置をとってあげると。今、17件の減免措置がとられて、147万6,000円程度ぐらいですが、減免措置がされておるわけでありますが、この減免措置というのは、法で認められているわけでありますので、家賃の減免策に幅を持っていただきたいと。強い姿勢も大事でありますけれども、心ある施策、支援策を工夫する必要があるのではないかと、このように感じております。質問したいところですが、時間がないので、この件についてはよろしく検討していただきたいと思います。

次をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 以上で、住宅行政についてを終わります。

続いて、医療支援施策について、健康福祉部長。

健康福祉部長（林 甫君） それでは、医療支援施策についての御質問にお答えいたします。

医療に関する判断につきましては、医師の範疇というふうを考えておりますが、理想的にはそれぞれの病院で医療相談室等を設置されることが望ましいと考えております。現在、医療機関への指導機関でございます山口県防府健康福祉センターが主体となりまして、これは県立中央病院の入院患者さんが主体でございますが、県立中央病院を中心に、医療福祉関係機関並びに防府市と退院後における処遇について検討する体制が一応整えられております。

そこで、御質問の、仮称でございますが、入院・医療支援センターの設置でございますが、少子高齢社会に伴うさまざまなニーズを考慮し、市民が安心して地域で生活できるよう、医療圏域を視野に入れた支援体制の充実が急務というふうと考えておりますので、山口県防府健康福祉センターに体制整備について協議するとともに、その取り組みをお願い

してまいりたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） ありがとうございます。仮称ではありますけれども、入院・医療支援センターの設置について要望しておきたいと思います。

今御答弁いただいた中で、山口県防府健康福祉センター等々をお願いをしていきたいということで、早い時期にこういったセンターが設置できればなということでもあります。先ほど、壇上でも申しましたけれども、高齢の夫婦が、主人が入院をされると、そうしますと、残された連れ合いの奥さんは大変な状況の中で看護に努めておられます。最善の努力をしたい。しかし、頼りになる子どもさんが周りにおられればいいんですけども、周りにおられない場合は、高齢な奥さんが直接、病院と交渉して、入院の手続等々もしなければならぬわけなんですね。それが非常に 私だけではないと思います、こういった話を聞いているのは。健康福祉センターにもこういった話は行っておると思いますし、また、そちらの方にもこういった相談というのも入っておるんじゃないかなというふうに感じておるわけですので、そういった家族が途方に暮れんように、混乱と不安でどうしたらいいのかというような状況を招かないためにも、先ほど申しましたけれども、同じ保険制度で、しかも医療保険の方に介護保険を上乗せにして、徴収していただいておりますから、保険者の責務として、やはりそうした方々の相談窓口は、私はお金のかかる問題じゃないと思いますので、やはりサービスの一環として推し進めていただきたいということで、時間もまいりましたので終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で、2番、山下議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、26番、田中議員。

〔26番 田中 敏靖君 登壇〕

26番（田中 敏靖君） 政友会の田中敏靖でございます。それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

きらら博と市制65周年という一大イベントがあらしのごとく過ぎ去りました。大手ゼネコン、百貨店など次々とつぶれる不安な社会情勢です。あしたを考えるよりきょうの飯が食べますようお願い、執行部におかれましては、明快なる御回答をお願いいたします。

まず最初に、都市計画区域の線引きについてのうち、同区域の線引き廃止を含めた見直しについてお尋ねいたします。本市における線引き制度の基本的な考え方に誤りがあるではありませんか。市としては、「無秩序な市街地の拡大を防ぎ、効率的な公共投資及び計画的な市街地形成を図るために、都市計画区域を区分する」とあります。その後の経済

情勢、社会情勢の変化により、平成6年4月、最後の変更を含め、定時3度、随時1度、計4回の見直しをしているから、十分対応しているとお考えでしょうか。都市計画法第7条によりますと、市街化調整区域は「市街化を抑制する区域とする」とありますが、市街化調整区域住民の生活権、財産権を抑圧しているのではありませんか。お年寄りの嘆きとして、市街化調整区域住民の要望により、市街化調整区域にしてもらってはいませんよ、自由に財産処分もできないし、道路や水路、上水道や下水道などの環境整備が不十分で、子どもがいつかないなど、極端な言い方かもしれませんが、社会から取り残されたようですよと声が聞こえてきます。今や、社会情勢、経済情勢を考えると、線引きの廃止か大幅な見直しをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

平成10年ごろには、通算で5回目の変更作業中であると聞いておりましたが、その後4年も経過しており、そろそろ結論が出てもいい時期ではございませんか。市長の施政方針に表現がありましたが、改めて廃止するのか、しないのか、いつ見直すのか、見直さないのか、お尋ねいたします。

また、市街化調整区域住民の生活権や財産権はどのようにお考えかお尋ねいたします。現行の道路課所管の市道の認定基準、市帰属道路の基準、認定外舗装の基準、河川課、農林整備課所管の水路改修の助成基準や水道局の給水管布設基準などは、市街化、調整を問わず一律に定められており、または投資効果により定められておりますが、昭和46年の線引き当時から各整備を受けず、現在に至った状況をいかにお考えでしょうか。基準を曲げるか、行政で対応するのかしないのかをお答え願います。

次に、2として、今回の許可基準の追加内容の決定実施までの経過と見直しについてお尋ねいたします。平成13年5月18日、法改正施行により、本年1月22日付の山口県開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の交付を受け、同年1月23日より、市街化調整区域でも2キロ以内や50戸以上の連檐などの条件を満たせば、住宅が建築可能となったことについて、関係各位の御努力に感謝申し上げます。

しかしながら、市街化調整区域の土地等を所有している人たちは、残念ながら変更案について何ら相談も何もございません。今回の見直しはおおむね了とするものの、企画立案から決定実施までの経緯についてお尋ねいたします。住民や議員の意見は取り入れてもらえないのでしょうか。経済情勢の一段の悪化により、倒産、リストラにより、Uターンもふえると思いますが、より一層の緩和と見直しの考えはございませんか。

次に、3として、準都市計画区域の施行予定がありますか、お尋ねいたします。現在、小野地区、野島地区においては、防府市都市計画区域外になっておりますが、小野地区はわずかながら都市化が進んでおり、将来において両地区を準都市計画区域に指定する予定

がありますか、お尋ねいたします。

2番目として、携帯不通地域の解消に行政が対応する考えはないか、お尋ねいたします。子どもからお年寄りまでが、どこでも、もしもし、もしもしと所構わずしゃべり出す始末、マナーを問われる携帯電話ですが、生活必需品となった現在、携帯電話の電波が届かないとか、届きにくい地域はほとんどないと思っていましたが、野島の一部の地域で、電波が届きにくいところがあります。今回、山口県では不感地域解消のモデル事業を立ち上げようとしています、本市の対応はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 26番、田中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、都市計画区域の線引きについての御質問のうち、線引きの見直しの計画はあるのかとの御質問にお答えをさせていただきます。この問題は、昭和50年代当初から、多くの市民や団体から、数々の御意見と御要望が寄せられていることでもありまして、私といたしましても、重大な政策課題と認識している事柄でございます。

前回、第3回目の線引きの定期見直しは、平成6年4月に行っており、その後平成9年度には、都市計画法に定められた基礎調査を、県の委託を受けて行うなど、次期線引きの見直しに向けて作業を進めてまいったとの報告を受けております。そうした状況の中で、平成12年5月には、都市計画法の一部が32年ぶりに改正されました。

今回の改正では、県内すべての都市計画区域における都市計画マスタープランを県が定めることと規定されたことから、本市におきましても、都市計画法第7条の区域区分、いわゆる線引きの見直しも視野に入れて、今後、県との協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

県におかれましては、平成14年度に基礎調査の実施や線引きの方針などの案について、国及び関係行政機関との協議を行い、平成15年度には見直しの原案に基づき、地元説明会や公聴会を通じて、住民意見の反映を行った上で、市及び県の都市計画審議会の答申を受け、線引きの見直しを完了する予定と聞いております。

なお、議員御指摘の道路課ほかの関係各課の対応につきましては、今までどおり現行体制で対応してまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

残余の質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（属 宣義君） それでは、今回の許可基準の追加内容の決定実施までの経過についてのお尋ねでございますが、今回の法改正を受けて、山口県においては、県条例制定検討会が設けられ、県関係機関及び7市1町で審議され、必要な事項を定めた県条例が、本年1月23日に施行の運びとなりました。

本市におきましては、関係各部の検討会を開催し、県の指導を仰ぎながら、土地利用について協議を重ね、区域及び許可の立地基準を選択いたしました。

この基準は、県条例の定めにより、市町村長からの申し出を必要とし、山口県開発審査会の同意を得て、県の施行規則が制定されたところであります。

次に、見直しの考えはないかとお尋ねでございますが、前述の区域区分の見直しを含め、社会経済情勢を総合的に判断し、必要に応じて見直しを考えてまいります。

次に、準都市計画区域の施行予定はあるかについての御質問にお答えします。

準都市計画区域とは、平成12年5月の都市計画法の一部改正により、新たに創設されたもので、都市計画区域外の地域における無秩序な開発や、生活環境の悪化を防止するため、一定の区域を指定できる制度でございます。

この準都市計画区域は、土地利用の整序のみを目的とするものであります。本市においては、小野地区と野島地区が検討対象となりますが、その指定に際しましては、地区の将来像について十分な検討が必要と考えております。

そうした中、先月、小野地区からの要請によりまず出前講座を開催し、本件も含めた都市計画制度全般にわたる勉強会を行ったところであります。今後とも、このような会を重ねていき、地域住民の意思確認や、関係機関との協議を行うなど、慎重な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） 壇上で申し上げましたとおりでございますが、私は本市の都市計画のこの基本的な考え、間違っていると、こう申し上げたのは、私が先般といたしますが、平成5年の6月議会で、同じくこの線引きの見直しについて質問させていただいております。その際の都市開発部長さんのお答えにそれがあらわれております。申し上げますと、「市街化調整区域の開発につきましては、厳しく規制をいたしておるところでございます」、「厳しく規制をいたしております」、抑制とかじゃなくて、「規制をしております」と言っております。このような答弁を平成5年にやっておられました。そういう考え方でやれますと、まず住民の考え、市長さんがおっしゃいますように、市民が主役とい

う、この主役と実際にやる行政と、随分かけ離れておるんじゃないかと。要するに、行政は規制をするところであるという、このあたりの考え方に誤りがあるんじゃないかと、こういうことでございますので、その当時の答弁と現在のお考えが変わっているか変わっていないか。部長さん、お答えいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（属 宣義君） 言葉のあやかと思いますが、市街化調整区域は開発を抑制する区域であるという表現で、私は解釈をしております。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） ただいま、基本的な考えを言葉のあやというふうに御回答いただきましたけれども、他市、他の県に行きまして、現況の把握が現実に市街化調整区域というのはどれだけ困っているかということの理解をされています。行政と住民とが一体となってこれを解決しようとしておるというふうに聞いております。我が市は、その辺がないんじゃないかなと。私は、もう規制をするばかりだと。今回の見直しについてもいろいろそういうことがありますので、特に申し上げております。

当時、この同じ質問の中に、「では、教育の立場から調整区域はどうですか」という御質問をいたしました。その際に、当時の教育長さんのお答えは、「学校の活動というものは、音楽で言うと合奏である」と。「それとか野球であれば、チームを組んでやる野球とかサッカー、そういうふうなものであるよ」と。「今、調整区域の人が、子どもが少なくなった、そういうことによって、今度は通常のルールを曲げてやらなきゃならない、そういう教育をしなきゃならないよ」と、「大変難しいんですよ」と。「これは一概に市街化調整区域だけではない、まちの中心でも同じですよ」というふうな、言いにくい御答弁をされておりますが、もう、まことにそのとおりです。

以前、これは今の都市計画区域外でございましたけれども、野島に竹でたたくような太鼓がありましたですね。生徒を入れて10人ぐらいいらっしゃいましたか、13人ぐらいいらっしゃいましたか。今、それをたたこうにも、5人ぐらいしかいませんから、たたけなくなった、このように聞いておりますし、そういうふうなことに、教育とか文化とか、これに影響しておるわけです、現状では。だから、そこまで考えた線引きを何で改善しないかと。

この当時、平成5年の時も、もう申し上げておるんです。教育長、このあたり、いかがでございますか。当時、平成5年には、随分苦慮して学校経営というんですか、やっておりますよと言っておられましたが、今はこれを随分クリアできておりますかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄 君） 御質問にお答えいたします。当時の教育長が御回答申し上げた現状は、現在も変わっておりませんし、むしろ子どもの出生率の減少に伴いまして、それが広がっているということが危惧されます。御指摘のとおり、教育活動におきましては、チームを組む、あるいは集団でもってやらなくてはいけないものにつきましては、大きな支障を来しているわけでございまして、現在も市内の小学校、あるいは中学校で100名を割っている学校が、これは平成14年度の見込みでございますけど、小学校におきましては3校、中学校においても3校ぐらいが出そうでございます。

今、少子化の時代で、少人数学級ということで、授業の中身を高めていく方向では、非常にメリットがあります。国の全体でも、小学校の場合に1クラス18人ぐらいの授業でもってやるということで、いい面もありますが、全体の中では、やはり社会性を育てるとか、あるいは集団でもって競技をするとか、あるいは集団でもって活動するとか、この辺については大きな支障を来しているのが現状で、また、こういった方向になるんじゃないかということを危惧しております。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） 今、このような少子化問題がクローズアップされております。高齢化という問題も。先ほどの議員さんが、市街化調整区域とはおっしゃいませんでしたが、市営住宅をもっとつくれというお話がございましたですね。このように、本当は市営住宅を調整区域にたくさんつくっていただきたい。しかし、なかなかできないというのも現状だというふうに聞いておりますが。今の中の子どもをふやせ、要するに調整区域の子どもをふやそうというのはどうやったらいいかといったら、やっぱり家をつくるというよりは、調整区域にやっぱり、大きな団地ではありませんが、市営住宅を建てるとか、アパートを建てるとか、こういう方向に持っていかないと、ふえないのは当然だと思うんです。

そういう中で、同じような平成6年の一般質問の中に、じゃ、調整区域の人口はどのぐらい見込んでおるんですかというふうに御質問しましたら、平成12年度で調整区域の人口は2万4,000名に見ておりますよというお考え、御答弁をいただいております。これは、平成6年ですから、おおむね8年ですか、そのぐらいの年数になりましたんですが、都市開発部長さん、現在、その見込みが合っていたか合っていないか。現実に10年後の計画を見られていると思いますけれども、私は下がっているんじゃないかと思うんですけれども、現実わかりませんから。当時、2万4,000名ぐらいになるんじゃないかなというお話がございましたが、今、結論とすればどのぐらいになったかお答えいただきたい。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（属 宣義君） 平成13年3月31日現在、市街化調整区域1万1,340ヘクタールの現在人口、2万6,977名でございます。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） 一概に比較はできませんが、2,000名はふえているということでございますね、2,000名。実際にふえたという解釈をしてよろしいですね。

都市整備部長（属 宣義君） 市街化調整区域でございますので、小野、野島は入っておりません。

26番（田中 敏靖君） 続けて質問させてもらいますが、よろしいですか。

議長（久保 玄爾君） 座ってやってください、1回。手を挙げてください。26番。

26番（田中 敏靖君） 失礼しました。人口はふえているということですから、これは非常に喜ばしいことでございます。私の見込みの違いだと思いますが、現実にその数値が本当かなという疑問なところがあります。というのは、自治会の活動いたしましても、子どもがいないんですね、現実に。どこがふえているかというのは、また調べさせていただきますが。

そのあたりはそれとして、今、もう一つ、ちょっと御紹介申し上げておきたいんですが、今の人口がふえたというのは、例えば市街化調整区域では大型団地が開発されて、そういうのがふえているんじゃないかなと思っております。これは、中国新聞の社説の中に入っておりますけれども、一度に同じ年齢層が同じ団地に入ってしまったばかりに、子どもがいなくなった。高齢化が進んでおる。こういう状態になっておるわけです。これは線引きの法のとおりによればやむを得ないことでございますけれども、それによって福祉に関する投資がふえたよと。本来は市街化というのは、市街化に集中してやろうという一つの施策があったはずなんです、まちの中も同じことです。同じように開発されて、同じように進んだ場合には、ドーナツ化減少と、中身がだんだんなくなりますから、外に外に出ていくと、こういうことはあるはずなんですけれども。そのような投資がふえている状態で、もし線引きがなかった場合には、無秩序かもわかりませんが、この大がかりな投資はなかったかもわかりません。だから、子どもについてはどちらがよかったかということですから、先ほど申しましたように、将来像を考えるよりは、きょうの飯が食える方がいいよということは、なぜかと言いますと、子どもの活動をするのに、ある一定の人間がおらんと、PTAの活動もできません、地域の活動できませんよということなんです。この活動の中に、私が申し上げたいのは、もし、この線引きをやめたら、やめることができればの話ですが、できれば、将来的な投資が少なくて済むんじゃないかなと。公共投資が。

私の持論とすれば、集中論というより分散論の方なんです。基本的に公共投資という

のも、1カ所に集中してやることは、なるほどいいかもわからない。例えば下水道については、なるほどその方式がいいかもわからない。しかし、ことしの国の何か年頭の中に入っておりましたけれども、下水道よりは合併処理槽を進めていこうとか、こういうふうなお話もありましたですね。というのは、大きな投資はもう難しいよと、お金がないよという時代に、どうするべきかということの中に、今何をすべきかということは、やはり通常の文化的な生活をみんなが享受しなきゃならないなど。先ほど年寄りの話を出しましたけれども、調整区域には子どももいつかない、こういうやっぱり地域をつくるべきじゃないんじゃないかなと、こういうふうに思います。

そこで、調整区域をどうのこうのいう話の中に、今話題になっております合併の問題が入ってきていますね。その場合に、防府市は線引きをやっております。山口市なんかは線引きをやっておりません。合併に、こういう線引きをやっておれば支障があるんじゃないかなと。よそには、現況のままで合併したようなところもあるように聞いておりますが、支障があるのかなのか、そういうことを調べられることがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（属 宣義君） 市の合併の中で、都市計画が2つになるんじゃないかという御質問でございますが、現在、国土交通省、都市計画運用指針によりますと、1つの市に2つの都市計画が存在することも認めているという指針が出ているそうです。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） 聞くところによりますと、熊本県の方に、何か1市ぐらいあるように聞いております。合併されるのに、同じ都市にそういうのがあるんだそうですけど、なかなか現況は難しいそうですね。これはよく検討していただけたらと思います。

今、その件は置きまして、先ほど御答弁がありましたように、市街化調整区域の各道路とか水路とかいう、この対応については現行どおりやるというのがお答えでございましたけれども、私なりの考え方とすれば、まず、マラソンでも何でもいいんですが、スタート時点で物事が充実しておった場合、同じ条件でスタートした場合には、こういう同一基準というのは可能性があります。昭和46年のスタート時点で、もうある程度差がついておった。その差がついておったときに用意、ドンといきまして、これは幾らたっても追いつかんわけですね。

そういう場合に、何らかの方策をとってやらないと、例えば道路1本にしても、その道を整備しようと、家の軒数をふやそうにも、もうふやしようがない。道は狭い、水路は悪

い、たまにはイノシシが出てきてまぜくってくると。こういうような事態ですね、対応するのに大変なところです。そういうふうなのが、調整区域、現状、海の方もありますし山の方もありますが、そういう中で、もっと行政がその調整区域の人のために、だから、同じ条件になるように助成をすべきではないかと。水道一つにしても、もともと水道管が入っておれば、それは何ら問題はありませんが、今現在水道を入れようとしても、それは家の軒数がありませんから入れませんよと、これ、言われるのは当然のことです。

頼みもせん線引きに生活環境を整えていただけないと。じゃあ、だれが責任……。例えば固定資産税にしても何にしても、税金にしても、都市計画税というのは1000分の3なんですね。それも、今たまたま市街化区域とか調整区域とかあるから、今の法律ではそういうふうになっておるそうでございますけれども、未線引きの区域でしたら、もう全域的にはそういうのは区域、ありませんから、それなりに課税して恩恵をこうむることができる。じゃあ、少しでも税金を払うからやってくれと、やりませんよね、法律はありませんから。じゃあ、生きる権利、生活権というのはどういうふうを考えればいいんですか。もう一度お尋ねしたいと思います。生きる権利、今の生活するのに、文化的な生活するのにどうすりゃいいんですか。お尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員、先ほどからるる御指摘でございますが、私も壇上から答弁をいたしましたように、この問題は現下における先ほど合併のお話もございましたが、私も念頭に置いての重大政策の一つであると申し上げたのは、そういう意味からでございます。そういう意味もあってのことでございますけれども、御指摘のように、現実お困りになっておられる、地域の懇談会をさせていただいた折に、そういうお声が出ました。都市計画税を喜んで払うから、都市計画区域の中に入れてくれと、そうじゃないと下水道も入ってこないじゃないかと。こういうふうな御指摘された方がありまして、心にすごくしみ込んだんですけれども。今、そういうお声を私も感じております。平成6年次には当時の執行部のサイドから規制をしていくんだと、そういう政策判断のもとでの御回答ではなかったかと思うわけではありますが、それから7年、8年経過してきて、こういう事態に、今のような状況になってきているわけでございますので、その現実に対応していくべく、抜本的な問題についても県との協議を進めてまいりたいと思っておりますし、現行法の中で、かなり緩やかに、かなり調整区域の中を開発していくこともできるようになってまいりましたので、この利点を最大限に生かしていけるように。実は、昨日も夜遅くまで現下の課長、部長とその辺のやりとりを厳しくしていたところでもございます。どうかそこらあたりを御理解をいただきまして、そういう政策判断のもとに進めてまいりたいというこ

とを私の方から決意を述べさせていただいて、御理解をいただきたい、そのように思っているところでございます。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） どうもありがとうございました。では、次の見直しについてはよくわかりました。市長さんが一生懸命頑張っていたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、今回の法改正による改正の手順として、どうも腑に落ちないというんですか。先ほど、見直しについては地元説明やるとか、公聴会やるとかいろいろな話をされました。この今回の見直しについては、どうでしょう、私どもが最初に聞いたのは平成13年の10月19日に、都市計画に対するとか県条例の改正の勉強会をやりましたですね、その後、決まるまで、何ら情報提供というのはございません。通常、こういうふうな見直しというのは、行政が単独でぼんぼんと決められてなさるものでしょうか。そのあたりを御説明いただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（属 宣義君） 市長が最初に答弁をしておりますように、防府市の地域地区、区域区分、7条の区域区分につきましては、山口県におかれまして防府市の整備・開発・保全の方針、これを県の方で決められるわけでございます。それについて、市長も言いましたが、今後見直しを含めて、視野に入れて協議調整を進めてまいりたいということでございますので、市の意向は十分に県に伝えますが、県の都市計画マスタープランの中でそういう位置づけをしていただかないと……。

私ども、見直しについて現実的には手続上、この1月22日まで、県と調整をとっておりました、規則を決める過程で。だから、1月23日施行の前日まで、規則についての打ち合わせをしておりますので、それまでは確定をしておりませんので、どなたにも発表をしておりません。23日に、初めて規則がこういうふうになりましたというので発表しております。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） 私が申し上げているのは、その1月22日までわからないという、それは当然ですね、わかりません。わからないんですが、市民が主役であれば、市民の気持ちというか市民の考え方をどこで吸収してくれたかです。全然だれにもというか、庁内だけで判断されるのであれば、要するに調整区域の住民の方、本当にわかっているか、どうやったらこねえな話が前に進むのかと。ほかの議員は知っておられるかもわからん、

私自体全然わからなかった。わからないで、その前に進められるから、どうしてこうやって決まるんですかということのお尋ねなんです。その辺のお答えいただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（属 宣義君） 県の条例の中で決定されて、それから県の条例ができ上がりまして、規則、こういうことでございますので、私どもも県が13年11月から条例制定の検討会を設けられておりまして、6回にわたり、7市1町線引きをしておる市町が県と同じ席で審議をしてきました。結局、市町からの意見、それを県の方の条例制定検討会が吸い上げられまして、昨年10月23日に条例の公布がされて、条例の中では3カ月間余裕を持って、本年1月23日の施行と。この条例だけでは動きませんので、その条例をもって、条例の中で、市長より申し出した事項、これを開発審査会で審議をされまして、それが了となれば、その執行が可能になるように、県で規則をつくられるわけです。その規則が1月22日まで確定をしておらなかったもので、どなたにもその辺の御相談には応じておりません。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） 市長の申し出によるということになっていますよね。だから、市長の申し出するまでに、それまでの経緯があるはずなんですよ。順繰りに担当課で決めるって、だんだん上がってきて市長に行くはずなんですよ。その中に一般の人の、今まで陳情があったり何だりの内容もやっぱり加味して、その辺の答えを出されたはずなんです。

じゃ、こういう資料は、いつ決められたんですか、この資料は。岸津の塩田跡地というのか、準工業になるとか。植松の大村印刷から西側の、こういう図面を決めるために、やっぱり時間があつたはずなんです。私ども、これを資料として議員に配付されたというのは、これもらってないんですね。これは都市整備部長さんからいただいたのは、その大まかな書類は議員にはすべて配付がありましたけれども、この書類はだれにも配付されておらんです、こういうような書類は。こういうのはどうもならんわけです。

要するに、だから今私が申し上げているのは、要するに議員にもきちんと教えてくれと。教えてくれて中身を知った上で物事やるべきじゃないかと、こういうことを申し上げておるわけですよ。そうすることによって、調整区域の方からの意見も吸い上げることができるとし、何で決めているかというのがわからにゃいかんわけですよね。だから、きちんとすべきじゃないかと。今申し上げているのは、市長の申し出になる前に、じゃあ、だれがこう決めてくれたのかということをお尋ねしております。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（属 宣義君） 防府市では12年5月19日以降に、都市整備部がまず主体になりまして、部内協議を重ね、ある程度の案ができました後に、さらに関係各部の庁内会議、それを平成12年の11月から平成13年の11月まで4回開催しております。この開催につきましても、県の条例に係るものでございますので、県の照会を、あるいは県の指導を仰ぎながら、土地利用について協議を進めてまいっておるわけでございます。それで、条例の中で、市長より申し出というのが条項の中にありますので、平成13年12月6日に庁内協議をしたもの、決裁をとりまして、申請を提出しております。この防府市からの申請に対しまして、同12月19日、県の開発審査会で審議をしていただいております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） 部内の、今、流れはわかりましたけど、じゃあ、今のその部内で決められるときに、その意見をどこで吸い上げられたか、意見は一切聞かんじゃったかどうか、その辺をお尋ねします。聞かんでやられたのかどうか。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（属 宣義君） 意見を聞かなかったかという御質問でございますが、都市計画法では、農林漁業との調和を図ってまちづくりを進めるということでございますので、農林サイドの意見は聞いております。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） 何度もくどいように申し上げますが、農林サイドと言われましても、例えば農協とか、いろんなどころありますね。そういう話を聞かれるのもいいでしょうし。議員もやっぱりそれなりに、いろいろな要望を持つとるはずなんです。調整区域を抱えている地区の方もいらっしゃることで、そこに支援者もいらっしゃることで、そういう中の声もやっぱり聞かにかんわけですよ。

現実に例えば、もとの2号線の沿線が準工地域と全く同じような取り扱いになっているわけなんですよ。じゃ、もう少し幅を広げてくれとか、あったはずなんですよ、聞かれたら。決まった後になって、もらったって、もうそれはどうしようもないわけなんです。だから、それまでに地元で説明会をやるなり、何をさせていただきたい。これが小さいことだという解釈かどうか、その辺ちょっとお尋ねします。これ、ほんのわずかな小さいことで、大勢に影響ないことだから、相談しなくてもいいと、じゃ、その辺のお答えをいただきたいと。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（属 宣義君） 最初の線引きの見直し、地域地区の方の手續上は、原案ができたものを地元説明会を開催した後に、公聴会という都市計画法上の手續がございますが、今回の場合は県条例の中でうたわれたもの、県の規則で定められたもので、重要でないという認識は全くございませんが、手續上の差でございます。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） 何回言っても同じですから、要望を申し上げておきます。それを直接取り入れる、取り入れないは、執行部のお考えであります。しかし、意見だけは地元というんか、調整区域の市民の方々の意見、また議員の意見、これを聞いていただいて、何らかの参考にさせていただきたい。これをお願いしたいと思います。

欲を言いますと、今回の見直しにつきましては、先ほど、市営住宅の話もございましたが、アパートが入っておりませんでしたので、市長さんは行政改革で今から市営住宅余りつくらんようなことをおっしゃっておられましたので、民間活力として、周りにわずかな木造のアパートでもいいですけど、そういうものについては、許可ができるように努力をお願いしたいと思います。

それから、次に、準都市計画区域の施行予定につきましては、これは私が申し上げているのは、施行してくれと言っているわけじゃなくて、本来は防府については、もう今から、将来も、準都市計画というのはしないようにお願いしたいなという。これ、もしやりますと、例えば小野地区の水道の整備ということをやろうとしたら大変な、莫大な金で、時間がどれだけあっても足りませんし、そういうことをされますと、また余計に住みづらくなる。慎重な検討をするというお答えでしたので、それ以上に慎重な検討をお願いして、施行していただきたいと、これ、お願いしておきます。この項を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、都市計画区域の線引きについてを終わります。

次は、携帯不通地域の解消について、総務部長。

総務部長（中村 武則君） それでは、携帯電話不通地域の解消について、お答えを申し上げます。

携帯電話は、その手軽さや場所を問わずコミュニケーションが可能なことから、個人や企業での利用にとどまらず、その特性を生かして、幅広い分野で活用が期待をされており、情報化の一端を担うものと認識をいたしております。

現在、市内のほとんどの地域で通信が可能となっておりますが、山間地域の一部や野島の建物内などの一部の場所につきましては、議員さん御指摘のように、通話できないところがございます。山口県におきましては、不感地域解消対策といたしまして、やまぐち情報スーパーネットワークを利用したモデル事業を北浦地域の1市2町を対象として実施さ

れると聞いております。本市といたしましても、市内の一部不通地域の解消に向けて、国、県や事業者に要望してまいりたいと存じますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（田中 敏靖君） この携帯不通地域、私も携帯電話を持って歩いておりますが、まことと言っちゃいけません、時々聞こえないところありますね。また、この辺に行きますと、トンネルなんかがありますけれども、トンネルは聞こえなくても仕方ないかわかりませんが、野島にも聞こえないところ、あります。

ここで取り上げましたのはなぜかといいますと、野島とかいろいろ海の辺に行きますと、光という灯台がございますね、光という灯台。これは携帯電話が予想外にいい面があります。別の面でありましたけれども、よくハイジャックされたときに飛行機から携帯電話使ってどうのこうのというのがありました。これと同じようなことの利用だと思えますけれども、今、レジャーブームというんですか、これは余りないようですけれども、今ずっとあ・ました遊漁船にも携帯電話が随分使われております。このあたりも、もともとは船舶無線といって、無線つけなきゃならないとか、何トン以上とかいうのに規制がありました。そのようなところで携帯電話の利用というのが非常に災害時に効果を発揮しております。

そういう中で、じゃ、つけてくださいよというお願い、これは民間の企業でございますので、お願いします。しかし、これも採算ベースに乗らないと、やっぱりやれません。もうほとんどついてますよという言い方をしますけれども、何か話によりますと、平成15年ごろにまた電波法の改正がありまして、周波数の割りつけが変わってくるんだということで、そういうふうな例をとられてでもやってくれないと。たまたま私は携帯電話を、今から十数年前に、防府で4番目か5番目に、トランクに下げて歩くような大きな携帯電話を持って歩いた覚えがあります。その当時の不便さはよくわかっておりますし、できるだけハイテクは人より早く利用させていただいて普及さそうと、このように考えておりますので、皆様方にもぜひ御協力いただいて、電波の灯台をつくっていただいて 今までは光の灯台というのがあります。電波の灯台。

これは海難事故がものすごく助かるんだそうです。海難事故防止のために。そういうことも利用させていただきたいし、また、あるところによりますと、携帯電話がお年寄りの高齢者対策にも利用されていると。こういうところからいきますと、通じないところがあるというのはやっぱり問題があるんじゃないかなと。ちょうどいい機会に、今回は山口ニューメディアセンターでキャプテンシステムというのが廃止になって、何かお金が、大分配当金が返ってくる、大体1,000万投資すれば7割ぐらい返ってくるようなことを聞

いておりましたので、1本鉄塔建てるぐらいはお金、余裕は出てくるんじゃないかなと思いますので、できましたら調べていただきまして、不感地域の解消をお願いしたいと思えます。これは民間企業でございますので、市の方からお願いをしていただきたいと、要望をもちまして、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 以上で、26番、田中議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行します。

次は、19番、石丸議員。

〔19番 石丸 典子君 登壇〕

19番（石丸 典子君） 公明党の石丸典子でございます。それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。前向きな御答弁を、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、合併についてお尋ねいたします。我が国の市町村数の変遷を見ると、明治の大合併で約5分の1、昭和の大合併で約3分の1に減少、そして平成の大合併では全国3,223市町村を3分の1に減らすのが目標で、現在、政府の後押しにより、全市町村数の63%が合併協議会や研究会を設置しております。ここ山口県内でも平成17年3月の合併特例法まであと3年のタイムリミットとなり、合併の動きが活発になってきております。また、山口市と小郡町との合併協議会も再スタートし、いよいよ動き出した感じがいたしますが、合併は最後までわかりません。そのことはまさしく市長がよく言われる、相手様のあることであり、お隣の周南合併が教えてくれております。そして、その相手様とは、外には1市4町であり、内には防府市民ではないでしょうか。これから立ち上がる法定協議会では、何百というさまざまな数字や課題を協議し、その都度市民に公開されます。そして、そのときに市民と行政の間に大きな心のずれがあれば、市民は即ノーの声を上げるでしょう。100%の合意は得られなくても、そのプロセスは、これからのまちづくりに大きく影響することは間違いありません。

そこで、私ども公明党は、住民合意の合併を推進し、また一人でも多くの市民の方々への意識啓発を期待し、市民500人を対象に、合併に関するアンケート調査を行いました。回収率72.8%で、男性133人、女性231人、計364人の方から回答をいただきました。年齢別では20代13%、30代11%、40代27%、50代同じく27%、

60代13%、70代9%。また、職業別には会社員、パート、学生、自営業者、家事、無職、いわゆる年金受給者など、おおむね幅広い層の方からの声が拾えたのではないかと考えております。

簡単に御報告させていただきますと、やはり、市民への情報不足による関心の低さが数字からうかがわれます。例えば、あなたは中核都市という言葉を知っていますかの問いに、82%の方が知っているという回答し、この言葉が市民の中に浸透しているのがわかります。しかし、その方々の約半数である41%の人が、防府市の合併について知っていますかの問いに、よく知らない、全く知らないと答え、合併についての情報をキャッチされず、不安を持っておられます。このことから、防府市が中核都市形成に向けて合併を推進しようとしていることを知らない方が多いと言えます。

次に、合併の是非、賛成か反対かの問いには、賛成39%、賛成ではないが仕方ないが21%と、合わせて60%の方がおおむね賛成を選んでおられます。また、反対1%、しなくてもよいものならしたくない13%と、合わせて14%の方がおおむね反対を選んでおられます。

しかし、ここで気になるのは、賛成でも反対でもない、わからないと答えた25%という数字です。この数字は、合併の市町村の枠組みの質問に対しても、わからないと答えた数字とほぼ同じで、この方たちは、考える判断基準を何も持っていないことがわかります。いや、持たされていないと言えるかもしれません。その対象者は20代の若い世代と、意外にも40代の主婦層が多く、関心のない世代と、仕事と子育てに時間のない世代が取り残されているようです。反対に、50代、60代の方は関心も高く、合併の目的も認識されておられ、このことはこれからの情報提供の課題として検討される必要があると思います。

次に、合併に期待するものはの問いには、是非を抜きにして活発な回答が得られ、一番多いのは、行政の簡素化、経費の節減、次に、議員、職員の減少が挙げられました。そして、合併に不安を感じるものはの問いには、断トツで公共料金の高騰とサービスの低下が挙げられております。期待と不安、これはまさしく市民にとってのメリット、デメリットであり、市民が一番知りたい情報として挙げたのも、メリット、デメリットであります。市長は以前、合併にデメリットは考えられないと言われましたが、市民の多くはこのようにメリット、デメリットで合併の是非を考えようとしています。私は、一日も早く市民の不安を聞き、民意の合意に向けた取り組みが必要と思いますが、いかがでしょうか。

そこで、市長は施政方針の中で合併への合意形成に向けた取り組みとして、市内全地区での懇談会を実施したいと述べられておられますが、その具体的な取り組みと、その際、

どのような資料の提示をお考えでしょうか、お聞かせください。

2つ目に、1市4町への取り組みについてお尋ねいたします。この4月から議会としても、県央部合併問題調査研究特別委員会を設け、合併に関する諸問題の調査研究を開始いたします。また、山口、小郡も2市4町に向けて踏み出しました。

そこで、市長の再三にわたる発言の中で言われる、14年度中の法定合併協議会の設置に向けて、防府市はいつごろを目安に関係市町との検討を進めようとお考えでしょうか。一日も早く県央部吉佐地域都市形成研究会の会長としてリーダーシップを発揮することが、今、最も大事な役割だと思いますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

それでは、子ども読書推進運動についてお尋ねいたします。昨年12月に、読書による子どもの健やかな成長を目的とした「子ども読書推進法」が成立し、国や自治体に対し、読書活動の推進の責務と、「市町村子ども読書活動推進計画」の策定の努力義務が挙げられております。先月来日したブッシュ大統領の奥様、ローラ夫人は、東京都のある小学校で子どもたちに読み聞かせをされ、交流の場を持たれたそうです。小学校教師として図書館司書としての経験を持つローラ夫人は、子どもが小さいころから母親が本を読み聞かせることが大切とおっしゃっております。このように、読書のよさをあえてここで申し上げるまでもございませんが、今、なぜ読書を推進するかを考えると、ここ防府市におきましても、本気で取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。昨年12月議会の同僚議員への答弁の中で、現在市内で全校一斉の読書活動に取り組んでいるのは、小学校17校中3校、中学校11校中4校で、増加しつつあるとありましたが、もう一歩積極的な推進により、一つでも多くの学校に取り組んでいただきたいと思っております。

先日、文部科学省より、教養教育として家庭での絵本や昔話の読み聞かせ、そして学校での朝の10分間読書が奨励されております。わずか10分間ですが、授業への集中度が ついた、また、本が好きになったなど評価は高く、全国で8,000校に近い小・中・高校で実践されております。また、その取り組みは乳幼児健診の際に、お母さんに読み聞かせの大切さをわかってもらうための講習を開いたり、本をプレゼントしたりするブックスタート事業としても大変喜ばれております。

以上、読書推進の全国の取り組みを紹介しましたが、防府市としてどのような読書運動の展開をお考えでしょうか。基本計画策定と朝の10分間読書、あわせて4月23日、子ども読書の日の取り組みについてもお伺いいたします。

次に、防府市男女共同参画社会推進条例の策定についてお尋ねいたします。平成11年に男女共同参画社会基本法が公布、施行され、男女がともに個性と能力を発揮できる社会の形成が期待されております。言うまでもなく、この男女共同参画社会というのは、あ

る一部の人間だけで進めてかなう社会ではありません。DVといわれるドメスティックバイオレンス、夫からの暴力の問題も、ある一夫婦間の問題でもありません。ここ山口県においては、全国3番目に県推進条例が施行され、防府市も推進計画防府ハーモニープラン21を策定。この社会問題に、県、市としても意欲的に取り組まれております。現在、次の5年に向けた見直し作業が開始されており、1,500人対象の市民アンケートの実施や、第2次計画案作成など、前向きに取り組まれております。私は、今こそこの4年間の課題を踏まえ、基本計画の骨格となる推進条例の制定に取りかかるときと思いますが、いかがでしょうか。御所見をお聞かせください。

2点目に、女性の人権を守る女性相談窓口の設置と、推進センターの設立についてお伺いいたします。昨年、ストーカー規制法やDV防止法など、法による整備が進んでまいりましたが、そこまでに至らなくても、悩んで相談したい、だれかに聞いてほしいという方が、相談の窓口を求めて、警察署や県の施設へと重い心と足を引きずって行かれております。現在、防府市では、企画課に女性行政係がありますが、市民直接の窓口ではなく、広報広聴課及び児童家庭課などでさまざまな問題に親切に耳を傾けてくださっております。しかし、専門的な複雑な問題もあり、職員にとって、時間や精神的にも大変なものがあると思います。防府市の男女共同参画社会の形成に向けて、まずこのような声を聞いてあげられる窓口と、官民一体の推進拠点としてのセンター設立が望まれます。例えば、仮にでもよろしいので、来年移転する予定の消防署の一室はいかがでしょうか。あわせてお聞かせください。

最後に、民間シェルターへの補助についてお伺いいたします。現在、県のシェルターは1つありますが、地理的な問題や規制も厳しく、ボランティアによる民間シェルターが建ち始めております。また、岡山市や千葉の野田市など、市のシェルターを設けているところもあります。また、公設民営化や支援体制をとっている市町村もふえ続けております。山口県内にも、先月、1日1,500円の有料の民間シェルターができましたが、それだけでは賄い切れないのが現状です。自立支援策に欠けるDV法のすき間を埋める顕著な例です。今後、防府市におきまして、市のシェルターが無理ならば、このような柔軟なサポートができる民間シェルターに行政として少しでも補助を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大変難しい問題ばかりですが、御所見をどうぞお聞かせください。

議長（久保 玄爾君） 19番、石丸議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、市町村合併についての御質問にお答えいたします。

最初に、防府市民への合意形成に向けた取り組みについてでございますが、市町村合併は、地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄でありますので、市民の方々に合併の必要性やメリット、合併前と合併後の住民負担や行政サービス水準の変化、さらには地域の将来像など、合併に関するあらゆる情報を十分に提供し、市民の方々の幅広い御理解をいただくことが重要であると考えております。

具体的には、これは再選されてのことではございますが、皆様方と御相談し、6月議会終了ごろから、市内15地域で懇談会を開催し、現在進めております合併シミュレーション調査事業により、推計されるサービス水準、財政面での合併効果、まちづくりの方向性等をお示しし、同時に県や県央中核都市建設協議会の策定された資料等も提供いたしまして、合併に対する合意形成を図ってまいりたいと存じております。

次に、1市4町への取り組みについてでございますが、関係市長さんや町長さん方と、今日まで積み上げてきた信頼関係を大切にしながら、行政、議会及び民間団体で構成されております県央中核都市建設協議会で、意思疎通をさらに進化させ、この会で決議されております平成14年度中の法定合併協議会設置に向けて、より緊密な連絡を取り合ったいと存じております。議員の言われるリーダーシップを発揮せよとの御激励に感謝申し上げ、懸命の努力をしてみたいと思いますので、引き続きの御支援をお願い申し上げます。

他の御質問につきましては、教育長及び担当部長より答弁いたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 今、市長さんの方から資料の内容と、また各市町村長様への取り組みが聞かれたんですけれども、まず、市民への具体的な取り組みについて、要望も含めてなんですが、市長さんがみずから市民の前に出て、行革であれ、合併であれ、声を上げていくのは、この5月の市長選挙ではないかと思えます。大きく言えば、この市長選挙がその是非を問われるものになるかなと思うんですけれども、その後に行われる地域懇談会ですので、非常に市民の期待も大きいものに膨れ上がっているというか、いろいろな関心度も高まった上での地域懇談会になるかと思えます。そこで、やはりこれを最大限生かしていただきたい。今までのような地域懇談会で、自治会の役員様だけを集めたものと、不発に終わると思うんですね。やはり、せっかく20代、先ほど壇上で申しました、25%の全くわからないという方々を、このときに一気に市長の腕の中に包み込むように、思っていることをダーッと、資料ばかりいいものを集めていても、それをやはり言うときに、市民への納得というものがないと、幾らいい資料を提示しても、これは反発とかいろいろな不安をかき立てるだけのものになると思えます。

そこで、具体的になるんですけれども、今までであれば公民館や自治会館を使われて、

定員制限みたいなのがあってという形で、余り大きな人数が入らなかったと思うんですが、小学校の体育館などを使って、例えば昼、高齢者や若いお母さんも参加できるように、昼、夜2回設けていただきたいと思います。そうなれば、いや知らなかったじゃ済まないわけですね。市民の皆様にも大きく声をかけたわけですから、やはり不安や、また、知りたいと思っている方はどうぞいらっしゃいということで、その受け皿として、やはりそれだけのスペースを設けていただかないと。「アピールする、アピールすると言って、地域に来たというけれども、来てないよね、うちの自治会には」ということになります。やはり今までと違ったものを、この地域懇談会には必ず具体的に啓発をばっちりやられて、漏れのないようにしていただきたいと思います。資料の方も、今はほとんど言っていただきましたので、市民としたら、例えば今知りたい、公共料金がどうなるんだとか、ほかの1市4町と比べた場合に、今はこうだけれども、合併したらどうなるんだとかいう、そういう具体的な数字も知りたいです。また、反対に言えば、今なぜ合併なんですかという初歩的なところも知りたいわけですね。

そこで、今私が言いましたけれども、市長にちょっと確認しておきたいわけですが、市長と市民の信頼関係というのは、今、そういう資料であったり、出向いて行って解決されるというか深まっていくと思うんですけれども。私が感ずる庁内の職員との市長との信頼関係といたしますか、合併に関してです。市長は、私が以前のこの一般質問で、私は何も知りませんということを前提に、「防府市は合併するしか生き残る道はないんですか」ということを聞きましたら、市長は「それしかない」と、「避けて通れない問題である」というふうにおっしゃったんですが、私はその言葉を聞いて、何もわからないけれども、数字の面を見ると非常に防府市の危機感も感じるし、ああ、すごい大変なんだな、合併はやっぱりしないといけないんだなと率直に思って、市長を信頼して、今まで合併推進としてやってきているわけですが、果たして庁内の職員の中に、「合併、どう思いますか」、「いや、個人的にはこうだ、ああだ、合併してもなあ」というような声を聞きます。全員がとはもちろん申しませんが、そのときに、市長は、するべきだ、それをしないともう避けられない問題だと声を上げられておりますが、下で働いている部署の方々が、その意識がないということは、これは市民にとりましてすごい不安の材料なんですね。やっぱりそれは施策においてもマイナスになってくると思いますし、合併推進室のわずか何人かだけの力で合併ができるものではありません。各部署、全庁職員挙げて、いろいろな合併に向けてのアンテナを張り詰めたところに、いろいろな情報が上がってきたり、市民にとってよりよいものが生まれてくると思うんですが、そのところがどうも私たち、ちょっと意識統一というものがされていない。また、これはするのは無理なことなんだろうか、職

員も一市民でありますから、自由な発想を持っていいわけですから。そのところ、ちょっと私自身、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず、地域の市民の皆様方への広報について、ユニークといいですか、力強い御提言をいただきました。今までの、私、1回だけ地域懇談会、おとし、地域の方々の御協力をいただいて、多いところで七、八十人、少ないところで四、五十人の方々と夜、本当に夜遅くまでいろいろな問題について語り合いを持たせていただきました。それはそれなりにとても有益で、とてもその後の市政運営に役立たせていただいているものでございますが。今おっしゃるように、市の将来を左右していく、あるいはそこで生きていかれる市民の将来にとって大変重大な問題である行革、あるいは合併というような問題は、一人でも多くの方にじかにお話をさせていただく機会を持たせていただけるということは、私にとりまして本当にありがたいことでございますし、必ずや御理解をいただけるようにお話ができると、そのように思っているところでございます。議員御提言の、小学校の講堂を使ってでもという、昼夜分かたずという積極果敢な御意見をきっちり踏まえまして、早速取り組まさせていただきますように思っております。

それから、後段の市の職員さんの考え方がどうかと、こういうお話でございます。実は、私、就任して約3年9カ月の間、断続的に市の職員さん方と対話集会というのをやってまいりました。直近の対話集会で、私は愕然といたしました。「合併とかあるいは中核とか盛んに言っておられるが、おぼろ月夜を見るようで、何のことやら私らにはわかりません」と、こういうふうな言葉を在庁25年、あるいは30年、中堅幹部と言われても不思議でない職員が言っていたり、「日経新聞などは読んだこともない」というような話を平然としたりとかというようなあんばいで これは、ざっくばらんな会話でございますから、私もそれに対して一々どうのこうの言うてはおりませんのですけれども。

ことほどさように、これはいろんな全国の私の友人の市長、合併で苦労している市長、あるいは合併を立ち上げた市長等々の話を聞いてみましても、世間でよく言われておる合併を進めていくと、まず首長、そして議会が反対をすると。だから合併ができない、こういうふうな議論が、よく、昔は言われておりました。今は全く違います。その逆になっています。議会やあるいはその首長は、市の将来、あるいは町の将来を考えて、懸命に何とかしなくてはならないと思っているんだけれどもという感じになるんです。その、けれどもの後に続いてくるのが、その町なり、その市なりの役所で長年働いている方々であることは紛れもない事実であります。

何となれば簡単に想像がつくんです。いろいろなことによって変わることに、勤務先もも

しかしたら遠くに行くような事態が起きるかもわからない。あるいは、今までずっとなれてきた仲間で20年、30年と働いてきたのに、隣は、ピクッと振り向けば、山口で働いていた人、その奥は秋穂で働いていた人とかというふうに、初対面の人との遭遇がどんどん起こってくるわけで、職場に激変が起こってまいります。それに対しては、恐らくいろいろな意味で困ったことだと、こういうふうに思っている職員が、実のところ本音であろうと、私はそのように感じております。

したがいまして、実はちょうどあと1週間ぐらいのうちか、二、三日のうちにあるはずでございますけれども、係長全員、要するに年齢からいきますと、四十四、五歳から五十二、三歳ぐらいまでのまさに中堅の方々全員を集めまして、100人近くの人数になると思うんですけれども、この方々を集めて、県からもお越しをいただいて、合併に関する勉強会といいますか、仕事の時間中に、そのようなことをするのめいかなものかとは思いうわけでございますけれども、短時間の間に集中して市民サービスの低下を来すことのないように説明をしていこうと、こういうふうな計画も、実は立てているところでございます。

議員御指摘のように、市の職員さん方の変動、変わるということに対する不安、あるいは誤解、あるいはおそれというようなものをあおり立てるのではなくて、なるべくそれを酌み取っていく、そして優秀な戦力といいますか職員として、合併後の大きな枠組みの中で、大きな力量が発揮していけるような優秀な職員に仕立て上げていくということが私どもに課せられた最大の責任ではなからうか。それによって生じてくるさまざまなメリットを、いろいろな分野で生かして使っていくことが、真の行政の責任を果たしていくことではないだろうか、そんなふうに思っているところでございます。

御指摘をいただきましたことを重く受けとめまして、さらに職員各位に意識改革と、そしていろいろな情報の伝達をきちんとしていきますように、これからも今までもあらゆる機会にそのようなことはやってきたわけでございますけれども、しっかり頑張ってもらいたいと思っております。よろしく御協力、お力添えをお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 大変難しい問題だということもよくわかりました。職場異動とかそういう不安、もろもろのことも私も感じております。ただ、やはり公務員である以上、そういうものはもちろんこっちに置いていっちゃると思うんですが。合併したからサービスは悪くなって当たり前なんだという気持ちで、あと働かれても困りますし、サービスの充実が、一番市民にとって望むべきものであり、合併の望むべきものはそこだと思うんですね。ですから、今、市長さんも御苦労かと思いますが、さらにその辺の意識を徹底していただきたいと思っております。

最後に、合併についてですが、市長さんの最後の1市4町の市長、町長さんへの働きかけについてですが、これは相手様のあることで、今、言うことによって水面下に波を起こすということも危惧されておられるかと思うんですが、反対に言えば、ほかの1市4町の市長、町長さんたちは待っていらっしゃるのではないかと。松浦市長がどのような考えを持って動こうとされているのかというのは、もしかしたら待たれているのではないかなという、リーダーシップとしてですね、市長が動かないと僕たちは動けないよというものもあるかなと思います。法定合併協まで、考えてみれば14年度中と言われれば、9月議会、12月議会、3月議会、議決をもってですから、この3回の中のどれかしかないわけです。いろいろなことを考えれば、あの辺かなとも思うんですが、市長も、その辺あたりは、私は言ってもいいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 1市4町、そのうちの1市は山口市さん、山口市さんは市長さんかわられます。4月に選挙が行われるわけで、今、そのどちらの方と仲よくお話しするわけにもまいりません。したがいまして、どちらの方が就任、もう一方出られるようでございますので、お三方のうちどなたが就任されましても、その方と胸襟を開いて語り合っていくことから始まっていくのかなと思っているんですけども。

実は、断続的と言ったら大変言葉はあれなんですけど、3カ月に1回ぐらいは2市4町の首長が胸襟を開いて話し合いをしている、懇談会を持っておるのも事実でございますし、私のような者がリーダーシップをとれる資格があるとかないとかということではなしに、たまたまその会の座長役を仰せつかっておりますので、いろいろな観点から出過ぎず、さりとして遠慮せず、慎重に、果敢に取り組んでまいりたいと思っております。

いつごろかというお話でございますが、やはりあの辺だろうと思われるあたりだろうと思うんでございますけれども。私は市民の皆様方への御説明を夏にさせていただくと申しておりますので、7月、8月、断続的に精力的に果敢に説明会を持たせていただいて、そのものを議会の方々と緊密に御連絡をとり合いながら、早ければ9月に、あるいは遅くとも12月にはお諮りができるような形にこぎつけていかななくては、市民にも申しわけのないことですし、合併は目的ではございませんので、最終目的は市の将来と市民の生活をよりすばらしいものにしていくことが目的でございますので、その目的に向かっての努力は一日も早くやっつけていかななくてはならない努力である、そのように感じておりますので、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） ありがとうございます。議会の議決が必要なものですので、

やっぱり議会の方にもまたその旨、その都度、情報をいただきたいと思います。特別委員会を開いて調査研究、勉強しておりますので、随時、またそのような情報、ぜひよろしくお願ひいたします。

この項の質問、終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、市町村合併についてを終わります。

次は、子ども読書推進運動について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 初めに、防府市子ども読書推進計画の策定についてお答えいたします。

防府図書館では、日常的にさまざまな児童奉仕行事、あるいは学校、幼稚園、保育園など、児童・生徒関連施設への貸出文庫の配付などを通じて、子どもの読書推進活動を展開しております。各小・中学校におきましては、平成13年5月31日に、全国学校図書館協議会から発行されました、「学校における読書推進の手引」をもとに、国語科、学級活動、総合的な学習の時間等の各教科、領域において、各年間指導計画のもとに、計画的に読書活動を進めるよう、指導しておるところでございます。

今現在は、子ども読書推進計画というような具体的な計画は策定するまでには至っておりませんが、これから国や県が策定する、子ども読書活動の推進基本計画を基本として、本市の子どもの読書活動の推進状況等を踏まえて、図書館や学校、幼稚園、保育園、公民館、生涯学習関連施設等との連絡、連携を密にしながら、防府市としての子ども読書推進計画を策定するよう努めなくてはならないと思っております。

次に、朝の10分間読書の取り組みについての御質問にお答えいたします。

この件に関しましては、12月議会での答弁の要旨を、小・中学校の校長会で伝え、各学校で子どもの発達段階を踏まえて、来年度から取り組むよう指導しているところでございます。また、文部科学省から通達されました「確かな学力の向上のための2002アピール学びのすすめ」の中にも、朝の読書は学びの機会を充実し、学ぶ習慣を身につけるための具体的な例示として掲げられており、この「学びのすすめ」を既に各学校に配付し、積極的な取り組みを進めているところでございます。

実施校におきましては、地域のボランティアの方が1年生、2年生の教室で絵本の読み聞かせを行った結果、読書本来の効果に加え、子どもたちの集中力が高まってきたという成果を聞いています。また、ボランティアの方との交流も生まれ、子どもたちは絵本を読んでもらうことを楽しみにしているということも聞いております。こういった実践校の取り組みやその成果を、防府市小・中学校教育研究会等で紹介する機会を促し、読書活動推

進の輪が市内に広まるよう努力をしてみたいと思います。

次に、「子ども読書の日」につきましての御質問にお答えします。

防府図書館では、現在、職員やボランティアサークルの人たちが毎月定期的に、子どもたちを対象とした本や紙芝居などの読み聞かせ、あるいはお話の語りといった活動を行っております。職員が、月2回の「えほんのじかん」を、ボランティアの人たちが「おとぎの泉」、「昔話を楽しむ会」、「おはなし会」の3つの会を開いております。それ以外にも夏休みや冬休みには、児童読書推進のための行事を開催いたしております。秋には、図書館祭りの中で、子ども読書関連のイベントを行っております。いずれも、図書館とボランティアの皆さんが共同する形をとっており、現在、防府図書館内で活動している生涯学習グループ32団体のうち10団体が児童読書関連の業務に携わっております。

そこで、4月23日の「子ども読書の日」が、子どもの読書推進法制定の初年度として意義あるものになるように、「図書館だより」やあるいは「こどもしんぶん」などの広報紙を通じまして、子どもの読書の啓発活動を推進していきたいと考えております。

ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 大変前向きな御答弁をいただきまして、内心ほっとしております。基本計画の方ですが、国には策定義務がありますから策定されると思うんですが、県というのは市と同じで努力義務でありますので、いつまでも県がもし出なかったら、国にのっとってでも基本計画、防府市独自の独自性を持ったものの策定を、すぐとは申しませんが、じっくりと考えていっていただきたいなと思います。

子どもといっても、これは赤ちゃんからおおむね18歳までを指しております。18も子どもかという感じかもしれませんが、大体もう今幅広い青少年を対象に、この読書推進計画は作成されるものでありますので、教育長を中心に、よりよいものをぜひ策定していただきたいと思います。

朝の10分間の方ですが、これはある千葉の方の中学校で、荒れているというか、朝のホームルームに落ち着きがないということで、一先生が始められたこの10分間が、日本全国にあれよあれよという間に、最初余り関心のなかった学校までが、余りのその実績というか効果を聞かれて、今あらゆるところで、8,000校に近いところで試されております。1年、2年で結果の出るところもあれば、3年かかって今やっと子どもが落ち着いて本を開き始めたという、いろいろな生々しい報告もあります。この10分間というのはわずか10分ですが、1週間で40分、1年間で40時間に及ぶ読書の時間が子どもに提供されるわけです。中学生というのは、そういう40時間もなかなか読書の時間をとるこ

とはできません。小学生だけじゃなくて、中学校、または高校にまで、この朝の10分間読書運動が広まればいいなと思っております。

教育長、現場の声もいろいろあるかと思えます。こういうものをなぜ議会で提案されたものを現場でしないといけないんだとか、防府市挙げてなぜそういうものをしないといけないんだとか、現場の先生の声もまちまちだと思うんですが、教育長、手ごたえとしてはどうでしょうか。推進していかれると思えますか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 議員さんのお尋ねにお答えいたします。

まず、この10分間の朝の読書の時間の効果につきましては、今、議員さん御指摘のとおりでありますし、我々が目を通して、あるいはいろんな報道機関を通して把握していること、あるいは実際の学校でやっている先生方の意見等を聞いて、全く同じことを考えております。この10分間でございますけれども、今、年間40時間という御指摘がありました。大変に大きな時間になるわけございまして、若いころの読書に親しむ、この習慣づけ、あるいは読書を通して先人から学ぶ、あるいはいろんな情報を勝ち取る、あるいは自分の心を培っていく、さまざまな本来の活動があるかと思えますけれども、あわせて、この10分間、静止な状態の中で、すなわち静の中での活動は動、静の中の動と、この10分間の積み重ねが、やはり集中力を培ったり、あるいは物事をじっくり考えていく、こういうふうな人間に育てることが出来ますし、また感性が豊かになっていくことも十分に考えられます。

したがいまして、私の現段階の御回答は、この御指摘いただきました方向で、今から各学校の保護者を通しまして、学校経営の中にこれをはめ込んでいただくようお願いしたいと思っております。ただ、これも12月の議会で、広石議員さんの方から御指摘いただいて、すぐ校長会でお話をしたんですが、この年度末で小・中合わせて、校長が10名ほど御退任になります。したがいまして、この3月にも校長会でこのことを訴えますが、4月にならないと全管理者がそろいませんので、ここでもう一回強いお願いをし、学校の教育目標達成のために、校長さんの経営ビジョンとマッチすれば、ぜひこの方向でもってこの活動を展開していただくようお願いしたいと思っております。

ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） ありがとうございます。全市挙げて取り組んでいるところが、三重県の四日市市とかであります。市というのはなかなか難しいですけど、学校を挙げてというところが、これはもうやらないと意味がないんですね。一つの教室でやっている、

隣の教室では歌を歌っている、ワアワア騒いでいるというのでは、なかなかそれは子どもにとって読書だ、読書だと言われても、環境はやっぱりこちらが提供してあげないといけないと思うので。やはり最低限、全校挙げて今から朝の10分だよ、座って本を読みましょう、集中しましょうという、そういう投げかけというのは、教師の方から学校挙げて取り組んでいただかないと、かなうものではないと思います。そうしないと効果はもう半減というか、生まれてこない。そうすれば、10分間やっても意味なかったじゃないかということに終わってしまいますので、ぜひ教育長、よろしく願いいたします。

4月23日に関しては、もう要望ですが、今おっしゃっていましたように、図書館の行事であるとか、これが平日なんですね。これ、あとから世界の読書の日ですので、火曜日。ことしは火曜日なんですね。ですから、普通に過ぎ去っていくかもしれませんが、初めての子ども読書の日、日本で迎える読書の日ですので、学校教育の現場においても、学級であるとか学校を挙げて、また地域のそういうボランティアの活動家を学校に招いて、読み聞かせの場などを提供していただくといいんではないかと思います。これは要望としておきます。

福祉部長の方に、ブックスタート事業について、少しお伺いしたいんですが。ブックスタート、人生にとって最初の本というか、赤ちゃんに本を贈呈したりとか、またお母様に読み聞かせの必要性を訴えていく場なんですが、防府市においてもこういった読み聞かせの場、お父さん、お母さん、そういう場が設けられるでしょうか。よろしく願いします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（林 甫君） それでは、ブックスタート事業等についてお答えいたします。

最初に、このブックスタート事業と申しますのは、1992年にイギリスで初めて普及したもので、その背景には移民の増加による識字率の低下、あるいは社会変化に伴う親子関係の希薄化、そうした危機感による国の実情を踏まえ実施されたものと聞き及んでおります。

今、議員さんが申されましたように、子どものときから本に親しむということは大変重要なことと考えておりますし、健康福祉部といたしましては、子どもの読書推進運動の観点からとらえまして、1歳6カ月児の健診、あるいは3歳児健診のとき、そういったときを使いまして、絵本の読み聞かせ、あるいは本と親しむ時間の場、あるいはそういった機会を提供する、そういうことは大変重要と思っております。また、母子保健推進員さんの活動の中を通じて、本に親しんでいただくと、こういった機会の増進に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） ありがとうございます。1歳半健診、3歳児健診というものもありましたけれども、それにこだわらなくても結構です。保健婦さんの間では、非常にあの場はひしめき合うというか、もう、ワアワア、ギャーギャーで、そういうことを言っている時間もないような現場らしいです。お母さま、またお父様が集うようなところで、積極的に読み聞かせの必要性を訴えていただきたいなど。これを通して防府市があちこちで読書、読書、本を読む子どもが、また大人がふえていってくればいいなと思っております。

以上でこの項の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、子ども読書推進運動についてを終わります。

次は、男女共同参画社会形成について。総務部長。

総務部長（中村 武則君） 男女共同参画社会形成についてお答えをいたします。

男女共同参画社会の実現に向けましては、平成10年度に作成しました防府ハーモニープラン21に基づき、さまざまな分野であらゆる機会をとらえ、積極的に啓発活動などの施策を展開をしております。平成15年3月に、この計画期間の5年間で終了することから、現在改定作業に取り組んでおりますが、その作業の一環として、昨年実施いたしました住民意識調査によりますと、家庭生活の中や職場の中などにおいて、男女の不平等感が過半数を超えている状況でございます。このような状況を踏まえ、今後の男女共同参画社会の実現に向けて、また推進体制の土台づくりという面からも、ますます条例の制定は重要なものと認識をしております。このため、第2次防府ハーモニープラン21に、条例制定を具体的推進施策として掲げ、防府市男女共同参画審議会にお諮りをしているところでございます。

次に、2点目の女性相談窓口の設置についてでございますが、現在、女性問題は、ドメスティックバイオレンスを初め、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等々、女性に恐怖と不安を与え、女性の行動を束縛し、自信を失わせるものとして社会的にも問題になっております。本市におきましては、これらの諸問題については、児童家庭課の母子相談員が対応しておりますが、相談内容によっては、山口県男女共同参画相談センターや防府警察署などの専門相談員への紹介を行っております。

今後さらに相談支援体制の充実を図るため、情報の収集・提供や、関係機関・団体等とのネットワークづくり等に取り組んでまいります。相談者の利便性の向上、自立に向けての支援などの活動の拠点となる場所の確保も検討してまいらなければならないと考えております。

以上でございます。

次に、3点目の民間シェルターに対する補助についてでございますが、現在、市民による女性に対する暴力を許さない環境づくりとして、草の根の活動が行われているところがございます。本市といたしましては、民間との良好なパートナーシップのもとで、この問題に取り組んでいくことが重要であると考えており、国や県など、関係機関とも連携を図りながら、民間活動の支援を図ってまいりたいと思います。

御質問の民間シェルターに対する補助につきましては、本市における開設状況等を見ながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 条例についてからですが、基本計画、今、ハーモニープラン21があります。この基本計画が先にあるべきだったのか、条例が先にあるべきだったのかということですが、これはもう各市まちまちでありますし、私自身も、この防府市のやり方でよかったなと思っています。基本計画があり、この4年、5年にわたって課題なり反省が見えてきて、どうもやはり基本計画ではうまいこといかない、条例でもって防府市全体で推進していこうというものを条例化していけばいいわけですから、防府市はこれでよかったなと。今、部長がおっしゃいましたように、審議会にかけて、この条例制定に向けて早い時期に、この計画の基本となる骨格でありますので、取り組んでいただきたいと思います。

窓口のことなんですけれども、今、検討していくということで、現実、部長おっしゃいましたように、広報広聴課で受けたり児童家庭課の母子相談員の方が受けたりされております。現実、相談窓口という体制ではないわけですね。ここに座って、じゃ、お話を聞きましょうというスペースもありませんし、県の方へ行きなさい、警察へ行きなさい、親切な母子相談員の方は警察まで案内されたり、県の方まで案内されたりというふうに御努力されております。しかし、母子相談員の本来のお仕事というのは、母子家庭にいろいろな情報提供であるとか、そういうものをしてあげるのが本来であって、こういう夫婦問題であったり女性問題の専門ではありませんので、やはり、それは壇上でも申しましたように、時間的にもまた知識的にも及ばないものがあるかと思います。一日も早い窓口と推進室、推進センターというものを構えていただいて、この条例制定においても、私はもう行政だけではできないと思っております。民間のそういう団体のお知恵をおかりしながら、大きくこれから推進していくべきですので、その推進拠点、はっきり言って集まる場所ですね、スペース、そういうものがないと、何も始まらないわけですから、そういうものを壇上で

申しました、消防署の一室なり、一部屋なりお借りして、そこで民間の方々、どうぞ来てください、お知恵をください、ということ、推進拠点の一日も早い設立をお願いしてまいりたいと思います。

部長に少し質問なんですが、このDVとかというのは、非常に専門的であり、守秘義務というものが問われてくるんですが、今現在、市民の方が相談に来られた場合の職員のマニュアルみたいなものはできているのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） 相談の内容は幅広いものと理解をしております。現時点では、先ほど申しました児童家庭課におきます相談員の方だけの対応、また、それ以外につきましては、特別なマニュアルは策定はしておりません。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） これは、大変大切な問題なんですね。あるところでも裁判ざたになったんですけれども、暴力を振るったお父さんが、逃げる子ども、お母さんを捜して、市役所にどなり込んでまいりました。お父さんは、父親としての親権を振りかざし、裁判を起こしました。市の職員は守秘義務として、母子を守るためにそのお母さんの居場所、また来たか来ていないかということも言わなかったわけですね、最後まで言わなかったわけです。それで、お父さんが裁判に訴えたわけなんですけれども、そこで、決定は、市の職員のとった行動は正しいと。お母さんたちをよく守ってあげたというふうな裁判の結果が出たそうです。

今、この防府市役所においても、件数は少ないかもしれませんが、そういう相談に来たときに、例えば学校教育課に子どもと一緒に逃げるからとか、学籍を抜いてほしいとか、また住民票を移すとか、保険証を抜くとか、DVにかかわる行為が、これから相談としてあると思うんですね。そのときに、やはり、各課の窓口であったり、また母子相談員のところにそういうものがあつたときに、これは、シェルター対応という言い方は大変悪いですが、そういうものを対応という、特別な緊急的な職員への連絡、連携というものがないと、せっかくこちらで守秘義務を守って隠し通したのに、あちらでぼろっと、ああ、その方はきのう来て、山口市へ行かれましたよとか、そういうものがあつては何もならないわけですね。その辺をこれから少しずつ、防府市の場合、ちょっとその辺がおくれているかなと思うんですけれども、いろいろな守秘義務があつて大変かと思いますが、これは命にかかわりますし、お母さん、子どもという大変弱いものを対象にしておりますので、もう一度、ドメスティックバイオレンスとか、そういうものの職員への意識、対応を徹底していただきたいと思います。これは、要望にもなると思います。

最後、民間シェルターへの補助といいたいまいしょうか、支援はしていただけないかということなんですが、今、公設民営化とかいうふうに各市町村、全国的にふえてきております。もちろん、国、県の対応が間に合わなくてシェルターの数が足りないから、各市でその対応としてつくっているところがあります。また反対に、県とかというのは、なかなか厳しい。規律が厳しかったり、入るための条件が厳しかったりということで、入れないというところもあるわけですね。そういうときに、やはり防府市として、防府市民であるかもしれないし山口市民、いろいろな市民の方が対応で来られるかもしれませんが、市として1つシェルターがあれば、またつくりたいという方がいらっしゃるわけです。そういうお声も耳にしております。そういうときに、市がつくらないのであれば、もう公設はちょっと無理だなと、市の例えばどこか建物を建てて、そこに市の職員がついて、張りついてという、そういう対応はできないのであれば、民間の幅広い柔軟なサポーターの力をおかりして、今言いましたように、1,500円で有料でシェルターを始めております。これはもう最低限、食費ぐらいなんですね。それだけではもう電話代も賄い切れないわけです。アパート借りるにしてもお金が要るわけです。そういう、最初に申しましたように、このDVの問題は一夫婦の問題でもないわけです。これ、人権の問題であって、そういうふうに小さいころから女は我慢しろ、男は暴力振るってもいいとかいう、そういう偏った考えが、今のこのDVを生んでいるわけです。これはもう大きく言えば、大げさかもしれませんが、社会の責任。この辺から、やっぱり市の行政として、少しでも、わずかでも支援をしていただけたらと。

部長、これからの状況を見てとおっしゃいましたが、もしシェルターを立ち上げたいというところがあれば、支援を真剣に考えていただけますでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） ただいま御指摘のドメスティックバイオレンスや家庭内の問題などにつきましては、現在では弁護士の方や人権擁護委員の方々に相談をお受けしているのが現状でございます。議員御指摘のように、これからいろんな情報を収集しまして、今後の検討課題の一つとさせていただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 大変前向きな答弁だと私はお聞きいたしました。これからの現状を見て考えていくというふうに聞き取りましたので、これから防府市、いろいろな方々いらっしゃいますので、どうぞそういうところにも視線をやって、救いの手を差し伸べていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で19番、石丸議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、10番、山本議員。

〔10番 山本 久江君 登壇〕

10番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、ペイオフ解禁への市の対応についてでございます。取引金融機関が破綻をした場合、預金のうち1,000万円までは、利息を含めて預金者への支払いが保証されますけれども、それを超える部分については、全額保護されなくなるペイオフ解禁が、定期預金について、この4月から実施をされます。個人の家計や中小企業の決済にかかわる預金は全額保護してほしいという声が大変高まっておりますけれども、自治体の巨額の公的預金につきましても例外なく適用となるため、今、大変大きな課題となっております。地方自治体の場合、1つは予算の財源である税や地方交付税などの歳計現金、2つ目に各種基金、3つ目に制度融資のための預託金などが対象となります。

こうした中で総務省は、地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会、これをつくりまして、昨年3月に取りまとめて、その文書を自治体に送付いたしております。それによりますと、地方公共団体の公金預金についても、元本1,000万円とその利息を超える部分に保護策はなく、地方公共団体は自己責任による対応が必要になるとしております。そして、第1に、金融機関については、その破綻の可能性も踏まえた平常時からの経営状況把握とそのための体制の整備の推進。第2に、金融機関破綻時のペイオフ実施を念頭に置いた、みずからがとり得る公的預金の保護方策の検討、実施などについて述べております。そして、結論といたしまして、各地方公共団体において、地域の実情に応じた創意工夫を重ねていくことが期待されると締めくくっております。

地方自治法は、普通地方公共団体の歳入歳出に属する歳計現金は、政令の定めるところにより、最も確実、かつ有利な方法で保管しなければならない、こういうふうに定めておりますけれども、公金管理の安全策につきまして、昨日も一般質問ございましたけれども、今、大変市民の関心が高いものがございます。地域経済と自治体運営にかかわる今回のペイオフ解禁に対し、市ではどのような対応をされるのか、お尋ねをいたします。

質問の2点目ですが、市の行政改革につきましてお尋ねをいたします。昨年7月18日に、市は行政改革委員会に、民間委託の推進について諮問を行いました。そして、11月28日、わずか4カ月余りで、その答申が出されております。答申は、行政サービスを後退させることなく、最小の経費で最大の行政効果を達成するためには、既存の行政業務に

ついて、効率性あるいは費用対効果の視点から、また官民の役割分担のあり方も含めて、見直すことが求められるとしております。そして、ごみ収集業務の民間委託の推進など、7項目にわたりまして市民生活に直結した行政分野での民間委託、廃止などが打ち出されてまいりました。

市の責任で運営されるべき各業務が、これほど一度に民営化、廃止など打ち出されることは全国でも余りなく、まさに異例の事態と言わなければなりません。行政サービスを利潤追及を目的とした民間市場に放出することは、市民生活のための施策を土台から覆すものと言えます。言うまでもなく、市の役割というのは、住民の安全、健康及び福祉の増進を図ることにございます。その立場に立ちますと、コスト削減を理由に突然打ち出された今回の答申は極めて問題だと言わざるを得ません。

私の質問は、答申で出されたもののうち、次の3点についてお尋ねをいたします。まず1点は、学校用務員の廃止についてでございます。答申では、廃止の理由といたしまして、次のように述べております。現在の業務内容並びに必要性を、行政改革の前提である目的適合性、あるいは効率性の観点から考えた場合に、現行の学校用務員配置体制には疑問があり、これを廃止しても何ら支障はないと判断をするというものです。オンブズマン防府が行革委員会の会議録の情報開示を請求いたしまして、その内容が公表されましたけれども、私、それを読まさせていただきました。第1回目のこの部会で、資料説明を受けた後、8回程度の質疑がありまして、その後、この件についてははっきりしている、結論は出しやすいとして、学校用務員を配置しない方向が了承されております。

しかし、学校用務員の仕事は年々増してありまして、子どもたちが学び、生活する学校の安全環境を守り、そしてまた教育の成果を十分に子どもたちに行き渡らせるために、学校運営には欠かせない職種でございます。このため、今回の答申では、教育現場の先生方や保護者、あるいは市民からも廃止撤回を求める声が大変多く出されました。学校用務員の廃止は、子どもたちの教育環境に大きな影響を与えてまいります。廃止をしないでほしい、こういう市民の声をどう受けとめておられるのか。そして、そうした声をどのように生かしていかれるのか、お尋ねをいたします。

行政改革の2点目は、公立保育所の民間移管についてでございます。行政改革委員会は、公立保育所について、そのすべてを段階的に民間移管とすべきである、こういうふうな報告をいたしまして、その理由として次のことを挙げております。すなわち、第1に、運営の完全自由化により、独創的なアイデアが生かされる。第2に、施設整備費の義務負担がなくなり、また日常的維持管理費が不要となる。第3に、経営の統一性が確保され、責任体制が一元化できる。こういう理由でございます。

現在、市内には公立の保育所5園、そして私立が19園あります。それぞれの立場でさまざまな保育事業に取り組んでおられます。保育というのは、非常に高い公的責任を負っている領域でありまして、また、専門性が大変問われてまいります。今後、ますます保育ニーズの高度化、多様化が進み、その機能の整備充実が求められておりますけれども、コスト論を中心に出示された今回の答申に、保護者や市民から疑問の声が出されております。公立保育所は、防府市の子育て支援の中心となる、まさに市民の大切な財産でございます。県内でもいち早く障害児保育、あるいは延長保育、そして乳児保育や一時預かり保育などに取り組ましまして、保護者から、あるいはまた地域からも大変信頼されてまいりました。公立保育所を続けてほしいという市民からの声をどのように受けとめておられるのか。また、公立保育所の役割とは一体何だ、どのように位置づけておられるのか、お尋ねをいたします。

行政改革の最後になります3点目は、ごみ処理業務の民間委託についてでございます。これも行革委員会の答申では、次のような報告がされております。1つとして、ごみ収集業務については、民間委託を推進をすること、2つとして、焼却業務及び破碎業務の民間委託については、積極的に検討すべきであるが、近い将来の施設改修計画があれば、それにあわせて検討するものとし、それまでは、業務における経費削減のための積極的な取り組みを行うべきである。こういうふうに答申で出されております。

その理由といたしまして、ごみ収集業務については次のように報告をされております。すなわち、現状に対するコスト削減への取り組みが最優先されるべきとして、民間活力による行政のスリム化の観点からも、収集業務を民間委託した方がはるかに抜本的であり、総経費の削減も十分期待できる。仮に市民生活に与える若干の影響、混乱、または施設の維持管理上の問題が生ずる可能性があるにしても、想定されるデメリットへの対策は、行政において十分可能であり、本市行財政の将来を考えた場合、民間委託によるメリットの方が圧倒的に多い。こういうふうに報告書では書かれております。

しかしながら、考えてみますと、当初から民間委託ありきのこの議論の中で、現状についての検討や、市民生活への影響、メリットあるいはデメリット、そしてコストそのものの詳細な比較でさえ不十分でありまして、何よりも清掃業務が持つ公共性についての考察がなされておられません。今回の答申に対し、清掃業務は直営でという市民の声は大変大きいものがございます。それは、ごみの収集処分だけでなく、今後のリサイクル社会に向けた取り組みを担うこの防府市の清掃業務は、行政が責任を持って行ってほしいという、まさにその願いでございます。

身近な市町村が行わなければならない清掃業務、住民の生活環境と公衆衛生の向上を目

的とし、市民の生活にとって必要不可欠な公共的サービスだと考えますが、いかがでしょうか。改めて、この業務の公共性についての見解をお尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（久保 玄爾君） それでは10番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） せっかくの行政改革についての御質問でありまして、私の行政改革に対する理念、信念をまず申し述べさせていただきたいと存じます。

私は就任以来、「元気を出そうふるさと防府」をスローガンとしまして、市民主役の行政、市の将来を見据えた行政運営を心がけ、日々が任期、日々が改善・改革との思いで、市政を運営してまいりました。さて、国内の社会経済情勢は、長引く不況により、完全失業率は5%を超しているという前代未聞の高水準に達しており、民間企業は、その大小、業種のいかに問わず、生き残るための必死の努力がなされております。

一方、行政におきましては、地方分権の進展や都市間競争の激化、市民ニーズの多様化に加え、少子高齢化社会に対応するための総合福祉対策等々、大きな行財政需要が生じております。

現在、国を初め各地方公共団体は、現下の厳しい財政硬直化への対応のため、業務の減量化、効率化が求められておりますが、こうした行財政需要に必要な財源をいかにして生み出すか、人、物、金といった限りある行政資源の中で、より良質の行政サービスを提供しながら、新たな行政需要にどのように対処するのか、まさに全国の自治体に問われている重要な課題でございます。つまり、行政にとりまして、この取り組みを行わないと、増加し続ける行政需要のため、新たなサービスの提供はおろか、現行サービスさえも大幅な低下を余儀なくされ、ひいては財政破綻を来す危険性をはらんでいる昨今の状況であります。

私は、今日まで、私を含めます特別職の期末手当の10%カットを初め、管理職手当、通勤手当、住居手当の見直し、さらには高齢職員の昇給停止の導入といった、給与の適正化に取り組むなど、これまで実行できるものは逐次改善してまいりましたが、小手先の改革は既に限界に達しており、防府市の現状と将来を考えると、もはや一刻の猶予も残されておらず、一日も早く抜本的な改革である行政改革に着手する以外に道はないと結論に至ったのでございます。

このような理由での行政改革への取り組みでございますので、対象は行財政すべての事

項であり、取り組み項目の中には、ごみ処理業務や学校給食業務等々、市民生活に直接影響のあります業務も当然含まれておりますことから、市民のお立場からの御意見を承る場として、防府市行政改革委員会を設置し、これら業務に対する民間委託について御検討をお願いしたところ、先般の答申がなされたことは御案内のとおりでございます。

私は、この答申をいただき、市内各界・各層で活躍しておられる有識者、14名の委員さんがいかに本市の抱えている問題点を的確に指摘しておられるか、いかに行政に対する危機感を持っておられるかを考え、身のすくむ思いがいたし、答申は真摯に受けとめ、最大限に尊重すべきであると決意しているところでございます。

答申にもありますように、民間委託はコストの高い方法から、よりコストの低い方法への変更であり、同じサービスを提供するのに、1円でも安い方法 コストでございますが、を選択するのは当然であり、限りある財源を有効に活用しつつ、新たな行政需要に振り向けるための努力こそが、市民から求められる行政責任であると確信いたしております。

加えて、1月28日付の日本経済新聞には、同社が調査した結果の全国市区民間委託度ランキングが掲載されておりますが、驚くことに有効回答542市区中、防府市は最下位の542番目となっており、昨日の御質問に対する答弁でも申し上げましたように、既に全国の市区が行財政改革に懸命の努力を払いながら、それぞれの成果を上げているさなか、本市の状況はまことに恥ずべき、悲しむべき状況であります。重ねて申し上げますが、昨今の社会経済情勢の中で、経費節減のための方策として、直営から民間委託への切りかえが、既に全国の自治体で積極的に取り組まれており、今後、さらに増加していくものであることは間違いなく、本市だけが現状を容認して、このまま放置することはとても許されないことであり、この取り組みを行わないことこそが、市民に対する裏切り行為であると言えるのではないかと痛感しております。

私は市民のため、防府市の将来のため、行政改革は間違いのない正しい政策判断と認識しており、積極的な推進計画をつくり、実行してまいりたいと存じますが、いずれにいたしましても、市民の皆様方に御説明し、御理解をいただきながら、断固としてやり遂げなければならない行政課題でございますので、よろしく御願い申し上げ、残余の御質問等につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 学校用務員の廃止についての御質問にお答えいたします。市内では、野島小・中学校を除く各小・中学校26校に、市職員の学校用務員を配置しておりますが、学校用務員の廃止は、いきなり無人化にするものではございません。行政改革

委員会の答申理由の中に、学校と密接な連携をとりながら、これにかわる具体的な方策をできるだけ早急に検討されることを強く要望すると示されておりますように、学校現場と協議いたし、学校の環境整備、あるいは施設の補修に携わることのできる、それぞれの校区内に住んでおられる方を配置したいと考えております。

市職員による学校用務員の廃止により、学校の教育活動に大きな支障は生じないと思っております。また、県内には学校用務員を置いていない市もありますが、特に教育活動に支障が生じているとは聞いておりません。私もいろいろな御意見があるのは承知してはいますが、市民の皆様にしかり説明しながら、誤解のないようにし、行政改革委員会の答申を最大限に尊重しながら対応してまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（林 甫君） それでは、保育所の民間移管についてお答えいたします。ただいま、議員さんの質問の中で、民間移管の理由3点を取り上げておられますので、この点も若干補足説明を行わせていただきます。

その3点のうち、1つ目として、運営の完全自由化により、独創的なアイデアが生かされるとするものは、現在、各民間保育所では、それぞれが経営体としての特色を出すことで、よりよい保育所づくりに努めておられます。民間保育所が増加することで、さらにそのような努力が進むことと期待しているものでございます。

2つ目といたしまして、施設整備費の義務負担がなくなり、また日常的維持管理費が不要となるとするものは、民間移管後に、保育所の大規模改修等に取り組んだ場合、補助対象外経費について公費負担の必要がなくなる、いわゆるルール上の補助金の範囲で済むということ。また、日常的維持管理費が必要なくなるということは、運営経費として交付されている以上の日常的維持管理費を市の単独経費で負担する必要がなくなるということでございます。

3つ目としての経営の統一性が確保され、責任体制が一元化できるとするものは、民間に委託する場合と移管する場合では、委託となると保育所の設置者は市であり、管理運営責任が民間とする二重構造となることから、民間移管により、そのすべてをお願いすることで、責任体制が一元化できるものでございます。

以上のことを踏まえる中で、答申の中でもございますように、防府市の場合は私立保育所の内容は、県下でもトップクラスの水準にあると評価されているので、市立保育所を民間に肩がわりしても何ら支障はないと考えられておりますことを受け、防府市行政改革委員会の答申を尊重し、答申に沿った推進計画を策定し、計画的に取り組んでいく所存でございます。

なお、公立保育所の役割につきましては、民間保育所では経営的に成り立たない地域、あるいは子どもの少ない僻地のようなところを補うことが主体と考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） ごみ処理業務の民間委託につきましてお答えいたします。

業務の公共性についての考え方でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「市町村はその区域における一般廃棄物を、生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、処分しなければならない」と定めておりますが、同時にこの業務を委託することも可能と定めております。つまり、民間委託は行政責任を確保したまま、直接、業務を民間の業者に実施させるものであり、清掃業務の公共性を否定するものではないと考えております。そこで、現在、ごみ処理業務は直営で行っておりますが、このたびの行政改革委員会の答申を受け、さまざまな角度から検討し、経費節減及び行政のスリム化などの観点から、今後、ごみ処理業務の民間委託を推進してまいりたいと考えているものでございます。

もとより清掃業務は直営でという御意見があることは十分承知しておりますし、委託する場合のデメリットもあろうかと思いますが、既に委託を実施しております他市の状況等の調査をいたしましても、大きな問題は起こっておりません。今後、民間委託を実施していく場合、さらに先進他都市の事例を参考にして、決して市民サービスの低下を招くことのないよう、十分配慮してまいる所存でございます。

また、御指摘のように、ごみの減量化をますます推進していく必要がありますし、その他プラスチックやその他紙類の分別収集による資源化も考えなければなりません。これらについても、行政が責任を持つてとの御意見でございますが、先ほど申し上げましたように、委託したからといって、行政責任を放棄するものではございませんので、直営で行っても民間に委託いたしましても、その成果が変わらないよう、厳しく管理してまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきますが、まず最初に、学校用務員の廃止についての問題にかかわって再質問させていただきます。

学校用務員が担っている仕事、これは大変広範囲にわたっております。学校教育法の施行規則第49条、「学校用務員は、学校の環境整備とその他の用務に従事をする」と、こ

ういうふうに明記をされておりますけれども、その業務内容について、改めてお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 山本議員さんの御質問にお答えいたします。

学校用務員さんの業務内容の詳細について御説明申し上げますが、教育委員会の職員職名規程によりますと、業務内容の総括的な表現は大工、一般用務等単純な労務を行う職員というふうに明記してございます。その中で、職務内容の柱を6本ほど立てておりますけれども、まず1つは、文書の送達あるいは受領という、こういう仕事。2つ目が環境整備。3つ目が補修営繕。4つ目がじんかい処理。5つ目が学校行事設営の補助。最後に校長の指示用務というふうになっております。

もう少し詳しく述べた方がいいのであれば申し上げますが。それでは、少し、これだけでは……、いいですか。

議長（久保 玄爾君） 許可します。どうぞ。

教育長（岡田 利雄君） それでは、まず、文書の送達、受領の業務でございますけれども、これは官公庁、あるいは学校行事関係の文書の送達、受領でございますして、官公庁関係、あるいは報道機関、あるいは医療機関、商店、会社、個人宅等々への公文書の送達、受領の業務でございます。

次に、環境整備といたしましては、最近は特に緑化が中心になっておりますが、数々ありますけれども、細かいことは述べませんが、樹木の管理、あるいは学校花壇管理、あるいはいろんな鉢物の管理等々がございます。あわせて、肥土をつくるためのいろんな作業等が入ってまいります。

次に、施設補修、営繕といたしましては、学校のいろんな施設、設備、公設物の補修が中心でございますが、柱を立てて見ますと、配水関係、それから2つ目が電気系統、3つ目が給食室の電気系統、給水関係、それから学校全体の保安関係、その次が空調関係、それから水道と、そして建物全体というふうに柱がつけられようかと思っています。

次に、じんかい処理でございますが、最近の主な事柄は、資源ごみをリサイクルする方向でのいろんな作業がございます。

次に、学校行事の設営補助は、各種の行事が展開されますが、運動会を初め、文化祭、あるいはいろんな儀式等々にかかわって、いろいろと設営関係の補助的な仕事でございます。

次に、校長の指示する用務、これは、学校運営上、また経営上、校長からの依頼を受けてのことでございます。

最後に、かなり最近の傾向として上がってくるものがございますが、校庭の清掃、ある

いはいろんな、小学校であれば遊具の管理、あるいはお客さんへの接遇の問題とか、それから学校間での用務員さん同士のいろんな補修関係ができるようにということで、技能的な、あるいは技術の力をアップするために、学校間での共同の研修等がありまして、特に子どもとの触れ合い、あるいは校内巡視というのが、例の大阪の事件以来、クローズアップされてきたことではないかと思っています。

教育委員会の総務課の方で把握しています内容でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） なぜ再度答弁をお願いしたかといいますと、教育長さんが今答弁されましたように、本当に単純ではないんですね、この学校用務員さんの仕事というのは。子どもたちがよりよい環境のもとで、安心して学習が受けられることを視点にして、極めて用務員の仕事は多岐にわたって、まさに専門性が要求されるといっても過言ではないんです。廃止の答申が出されましたときに、先生方が次のように述べておられます。

「子どもたちは委員会の仕事や外庭掃除の仕事を一緒にしながら、用務員さんからさまざまなことを学んでいる。道具の使い方、物を大切にすること、後始末まできちんとやること、段取りを考えた仕事ぶり等々です。そして、学校現場では学校用務員も給食調理員も学校栄養職員も、子どもたちはみんな先生と言っています。すべての職員が担任とともに子どもの教育に直接、間接にかかわり、子どもたちを育てているのが実際です。そうした生きた教育を大事にしなければならない、これが学校用務員さんの、まさに仕事でございます」ですから、本当にさまざまな分野にわたって用務員の役割があることがわかります。

保護者の方は、新聞に投稿されましたね、防府市内の方ですが、「用務員さんを廃止することは、子どもたちの心の荒廃が言われている今、逆行としか思えない」こういうふうには訴えておられます。保護者からも先生方からも、こういった意見がたくさん寄せられているんですね。

先ほどの最初の答弁では、教育委員会としては学校用務員は廃止はしないということを述べられたと思いますが、間違いはありませんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

市職員の学校用務員は、これは廃止、すべて一気に廃止していくというわけではございません。御理解いただけましょうか。市職員の学校用務員を一気に廃止して、いきなりゼロになるという意味ではございません。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 先ほど来、学校用務員の仕事も申し上げておりますけれども、

先生方の声にもありますように、教師とともに共通の教育に対する責任と役割を担っているのが学校用務員でございますので、まさに研修を重ねて、技術と専門性を持ちながら、子どもたちが学ぶ条件整備、あるいは学校運営などに、学校教育推進にとって必要不可欠な職務であると私は考えております。ですから、このことから、ぜひ学校用務員は正規職員として配置されるべきものだというふうに考えます。ぜひ、そのことを検討していただくように、これは強く要望をいたします。

時間がありませんので、次の保育所の民間移管についてお尋ねをいたします。先ほど林部長の方から御答弁をいただきました。公立保育所は、市町村の責任で、子どもが心身ともに健やかに育てる行政水準を実施している保育所でございます。確かに、福祉施設であるために、保育に欠ける子どもを直接の対象としておりますけれども、その門戸というのは常に市民全体に開かれているというふうに思います。地域の子育て支援の中核的な位置を占めることになりまして、地域の子どもからも、あるいはまたその保護者、さらに地域全体を対象にしているというふうに思います。これは、行政機関である以上当然のことでございますが、それに対して、私立保育所というのは、法人設立の精神に基づいて、比較的特徴ある保育を行うところだというふうに思います。社会福祉法人も利潤追及を目的とする企業とは全く異なります。その設立趣旨に基づいて、公益的な活動を行っておりますけれども、その対象はその趣旨に賛同していくという人となります。もちろん、私立保育所が地域社会に目を向けて活動されている状況もありますけれども、これは行政が強要するものではなく、あくまでも法人の自発的意思によるものだというふうに思います。

先日、女性団体と市との交渉の席で、1人のお母さんがこんなことを言っておられました。自営業であるために、子どもを近くの民間保育所をお願いをした。ところが、わんぱく坊主であった息子は元気がよ過ぎて、1日で断られてしまった。困ったあげく市に相談したら、公立保育所を紹介をされて本当に助かったと。息子は保育所でのびのびと過ごすことができたとおっしゃっておりました。

児童福祉法の第24条の中には、「市町村は児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」、こういうふうになっております。今、市内には公立が5つ、私立が19園あります。それぞれの園で各園特徴のある保育がなされておりますが、多様な保育ニーズに沿った事業もされております。公立、私立のそれぞれの立場で保育をし、平衡が保たれる中で防府市の保育行政が進められているのだというふうに思います。

そこでお尋ねをいたしますけれども、公立保育所の入所状況、今どうなっているのか、お尋ねをいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（林 甫君） それではお答えいたします。

市内の公立5園の保育所の、まず定数は355でございます。これは2月末日現在の園児の数でございますが、いわゆる3歳未満児が5園合わせまして146、4歳以上児が173、合わせて409の児童がおります。定員に対しまして115.2%の収容率というふうになっております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 定員を超える子どもたちがいるわけですね。これは、県内でもいち早くさまざまな保育事業に取り組んで、保護者からの信頼関係ができてきたからだというふうに私は思います。まさに、私立保育園だけでなく、防府市の公立保育所が先進的な保育をこれまで行ってきたからだというふうに思います。

ところが、この行革委員会の答申は、すべて段階的に民間移管をすると、こういうふうな方向ですね。これには市民も、とりわけ保護者も大変びっくりいたしました。公立保育所の保護者対象に、これは355世帯ですか、アンケートが実施をされております。ちょっと状況をお知らせしたいと思いますが、民営化されると一体どうなるのか。これに対して、わからない、これが74%。そして民営化について知りたいですかという、この問いには89%がそうだというふうに答えております。このことから言えますことは、公立保育所を利用している保護者が理解できないままに、このことが進められていることだというふうに思います。この点、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（林 甫君） 今、民間移管、あるいは民間委託に向いての保護者の方等が理解されないままで物事が進んでいるが、どうかということでございますが、この件につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、推進計画を策定し、委託、移管を進める過程におきまして、それぞれ保護者の方に状況説明をしながら、それからまた受け皿となっていくべく事業者の方にも、公立保育所の位置等を十分に理解をしていただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、その辺は誤解等は生じないような努力をしていきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） このアンケートには、いろんな保護者の方の意見が書かれております。少し御紹介をしたいというふうに思います。1つは、「保育園に入る前に、何件かの私立の保育園を見学して、一番自然で心がこもっていて親の負担がない公立保育園

に決めた。上の子は卒園し、次女も3年目ですが、とても満足しています。なぜ民営化しなくてはならないのか、こちらが質問したい、もっと削減するところはほかにあるのではないか」、こういう御意見。それから、「市議会を傍聴いたしました。民営化になる理由も、その後のビジョンもなく、ただコスト削減というだけの答弁でした。保育所は、福祉、教育という点で、子どもの成長に必要なものです。少子化という現状を見るまでもなく、社会にとって子どもの成長を大事に位置づけ、見守らなくてはなりません。だからこそ児童憲章や子どもの権利条約というものを私たちの英知として結集をさせたのです」、こういう御意見。それから、「公立には公立の、私立には私立のよい面があると思います。すべて民営化されてしまうと、各園の特徴がなくなってしまう。家庭の事情で、また子どもの個性に合わせて選べる、今のままがよいと思います」、こういう意見がたくさん寄せられているんですね。市長さん、これほど市民の皆さんが不安に思っておられる、疑問に思っておられる、こういうことを一気に進めるとするのは、大変問題があるのではないかとこのように私は思います。

民営化の行き着く先というのは何なのか。コスト論を中心に、民営化が全国的に叫ばれておりますけれども、保育所を営利目的の企業に任せようとする。行き着く先はそこなのだというのが、例えば、実際に東京の三鷹市で、保育所が運営委託を募って入札価格が低いとして、株式会社ベネッセコーポレーションに委託が決定をされております。この保育所の状況を調べてみたら、保育士は園長も含め1年契約の契約社員とパート職員。人件費は極めて低く、保育の継続性や経験の蓄積など、子どもたちへの保育内容が心配されております。ある新聞によりますと、ここの保育所のマニュアル化の問題も大きな課題となっていますね。子育ては御承知のようにマニュアルではまわりません。子どもたち1人1人違っております。その子育てを、本当に若い保育士さんや、そしてベテランの保育士さんが見ていく、このことが本当に大切ではないかというふうに思います。ぜひ公立保育所を存続させて、公立、私立共存の中で、市の保育行政が進められることを要望いたします。

次に、時間がありませんが、ごみ処理業務の民間委託についてお尋ねをいたします。引き続きですが、ただいま生活環境部長さんから御答弁をいただきました。この答弁の中で、民間委託は行政責任を確保したまま、直接業務を業者に実施させるものであって、業務の公共性を否定するものではない、こういうふうに御答弁いただきましたけれども。しかし、清掃業務というのは、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上、これを目的にしております。住民全体の共同の利益となるものと、あるいは住民の間に不公平があってはならないもの、これは市長さんがよく言われますけれども、公平性を貫かねばならないと。これは

自治体の仕事であって、直営でこそ市民生活を支えるごみ処理を、環境美化に努め、限りある資源をリサイクルをして、ごみの総量を減らしていく取り組みとしてできるのではないかというふうに思います。

現に、クリーンセンターの職員の方が、現場で資源ごみの収集の際にはチェックをしたり、指導したり、あるいはまた、ごみのステーションの美化にも努めて、不法投棄されたごみに積極的に対応されておりますね。さらに、これが本当にやっぱり直営でよかったなと思ったんですが、台風など災害のときに、極めて迅速な対応で市民の不安を取り除いて、少しでも早く普通の生活に戻れるように、全力で取り組んでおられます。忘れもしません、一昨年の台風18号、高波によって大きな被害を受けました。このときに、翌日にはクリーンセンターの職員の方が、被害のあった一軒一軒を回回して、消毒をして衛生上の保全に努めておられました。あのときは、本当に大量の瓦れきが1週間足らずで収集されました。そして、この収集された山のような瓦れきを、その後、クリーンセンターの職員の方が分別処分をされておりました。もし民間であれば、この瓦れきはそのまま最終処分場に持っていかれたのではないのでしょうか。私はやはり、市直営でと願わずにはられません。

ところで、御答弁の中にあつた、委託する場合のデメリットもあろうかと思うがと答弁をされておりますけれども、予想されることはどのようなことでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 委託した場合のデメリットとはどういうものかということでございますが、効率性を重んじるということから、例えばごみ袋のノーチェック、それとか現在、指定ごみ袋でございますけれども、違反ごみの袋も収集してまいるという懸念がございます。これは、市が推進しておりますごみの減量化、ごみの資源化に反するということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、ごみ収集業務の民間委託は、他市、他県の方でも既に実施されておまして、現在、デメリットと考えられる部分につきましては、行政において事前に対策が講じることが可能であるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 先日、クリーンセンターの職員の方が実施をされましたアンケート、回答を寄せた1,254人のうち80.3%、1,007の方が、今までどおり市の直営がよいと答えています。その理由として一番多かったのが、住民全体にかかわる

ことだから、公的にきちんとすべきだ、こういう意見だったんですね。また、民営化反対の署名のことは次の木村議員の質問に譲りますけれども、4万を超えている。こういった声に耳を傾けず、答申からわずか3カ月ですよ。住民無視の結論を出すということは、本当に許されないことだというふうに思います。防府市には振り返ってみますと、ごみの民間委託の話が過去にも何度か持ち上がりました。しかし、そのたびに市民は直営でと願って、今日まで市直営の清掃業務が続けられてまいりました。市長、どうですか、市民の声がこれほどあるのに、民間委託を進めていかれるお考えなのかどうか、改めてお尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 実は、さっきからお答えをしたくて、ものを言いたくてうずうずしておりました。随分すれ違いが多いんですよ。日経の542位、最下位という、まだまだ防府市よりも上位にある民間委託がどんどん進んでいる中には、市バスを運営しているところもある。あるいは市立病院を運営しているところもある。医療の問題、あるいは住民の足である交通の機関の問題、公共サービスが求められる分野というのは本当にたくさんあると思うんです。たくさんあります。それは、私は痛いほどわかります。議員として活動もしてまいりましたし、いろんなところへ行っておりますので、よく承知もしております。しかしながら、それでも、この状態まではとは、私はまだ実は思っていなかったんです。まだまだ財政の厳しい中で、そういうことをやっておられるところも全国にあるんだろうと。ごみも何も学校の用務員さんも、いろんな事柄が、公共のサービスの名のもとに一生懸命踏ん張っているところがあるに違いないと思っていたのが、あに凶らんや、大変な結果が1月28日には全国紙で報道されたわけなんですよ。そういうふうな状況の中で、今のごみの一つの問題でございますけれども、この問題は本当に議員御指摘のとおり、20年も前からこの議場にもおられる方が提案もされ、いろんなことで頑張られた時期も私はよく承知しております。

しかしながら、何ゆえそれができていかなかったか。できていかなかったことによって、どういう状態になっているか。そこらを考えていただきたい。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 日経のその資料がたびたび出されております。全国で3,000以上の市町村がある中で五百幾つの対象にして（「市だけです」と呼ぶ者あり）市だけですね。それにしても、限りある市の中で、この最下位だということが強調されて、そのことが恥ずべき問題だというふうに市長が答弁されましたけれども、私は、市民がこうした道を、市直営の事務、こういう事務がとても大事だと、まさにし尿処理の問題やごみ収集の問題や、給食調理員の問題、それから今課題になっております用務員の問題、これは今までのこうした形が、やはりすばらしいんだという道、市民の声ですよ。そのことが一番大切だというふうに思うんです。今回の行政改革に反対する市民の皆さんの声は大変なものがございます。市長は、市民のための市政、市民主役の市政と、繰り返し、今回言われてまいりました。しかし、それは市民の皆さんの声をもっともっと大事にしていくことが、一番、そのことではないでしょうか。市民のための市政だと思います。

そして、この行政改革というのは、なぜこれほどの財政危機になったのかという分析が全くされておりません。そして、行政改革をしながら、どの方向にこの防府市を持っていくのかという、そういう基本的な大綱も示されておりません。そうした中で、まず第一に出されてきたのが、この民間委託の問題なんです。これほど反対のある、そして異議のある問題について、やはり市民の声をもっと聞くべきだというふうに、職員の声を聞くべきだというふうに私は思います。

時間がありませんので、あと5分しかありませんので、ペイオフの問題に入っていきたいと思いますが、本当にもっと市民の声を聞いてください。よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 時間がありませんので、市長、次に移ります。

それでは、市の行政改革についてを終わります。

次の財政運営について、収入役。

〔収入役 関 誠君 登壇〕

収入役（関 誠君） ペイオフ解禁への市の対応について、お答えいたします。時

間もないようでございますので、昨日の答弁で申し上げました、国、県等の動きは省かせていただきます。

本年4月から、流動性預金は平成15年4月からでございますが、ペイオフ解禁により、地方公共団体の公金も、一般個人や企業の預金と同様に、元本1,000万円とその利息分までしか、預金保険で保護されないこととなり、自己責任による公金管理を求められることとなりました。本市におきましては、本年1月設置しました、防府市公金保全対策委員会で対応策の取りまとめを行っているところでございます。

当面の対策としましては、預金と借入金との相殺。長期運用が可能な積立型基金については、国債等債券での運用。歳計現金、歳入歳出外現金、運用型の基金、預託金については、ペイオフ解禁が平成15年4月からとなります流動性預金で保護を図り、他市との情報交換を行い、公金対策委員会で研究、検討を加えながら、安全性を第一に公金管理を行う。以上のような対応策でと考えております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 1点は、預託金についてお尋ねをしたいと思います。大変な不景気が続いておりますが、中小企業にとって、自治体の制度融資というのはまさに命綱と言ってもいいと思います。現在、自治体の制度融資は、財政資金を金融機関に預託をして、それを呼び水にして金融機関の資金を中小企業に貸し付けると。利用者は、中小企業の中でも割と規模が小さい業者が多いという状況でございます。この預託金方式を、今、利子補給方式に変更する動きがございます。もし、そうなりますと、自治体の利子補給額がどんどん膨れ上がるか、あるいはまた融資を受ける中小業者の負担をふやすかのどちらかしかない状況が予想されます。ぜひ、預託金方式、これを制度融資については続けてほしいと思いますけれども、いかがでございましょうか、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 収入役。

収入役（関 誠君） 預託金については、今、議員がおっしゃるように、預けているところ、現在、預託金、約9億5,000万ぐらいございます。預けているところも中小の金融機関が多うございます。ですから、ペイオフだけを考えると、預金をしないので、それは保護になるわけですけど、その中小の金融機関から預金を引き揚げるということは、やはり地域経済に寄与いただいております金融機関との問題が少々いかがかと、我々も非常に苦慮しているところがございます。

それと、もう一つは、利子補給にかえるということは、これは財政支出がふえてまいります。これも一つの問題点でございます。

それから、補助金にするということになりますと、今までは銀行に預金をしております

から、銀行さんとお借りになる中小企業さんとのいろいろな窓口交渉でやっていらっしや
ったものが、補助金になりますと、膨大な貸し付けデータの整理、分析をしないとイケな
い。そういうものの構築、あるいは要員というものが生じてくる、そのコストがかかる
んじゃないか。そういういろんな問題が現在考えられております。

これらを含めて、今の、先ほど申し上げました公金対策委員会で十分検討をさせていただ
きたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 市が直接市民に責任を負う立場から、ペイオフ解禁による公
金の損失を考えたときに、大変多くの問題があると思いますが、市として国に対して、例
えば最小限、ペイオフ解禁に当たって、公金及び準公金を対象外とする、こういった要望
を上げていく必要があると思いますが、その点、いかがでございましょうか。

議長（久保 玄爾君） 収入役。

収入役（関 誠君） 今の件は、もう以前から収入役会、あるいは市長会を通じま
して、国にお願いをしているところでございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 現在、大変不景気な状況の中で、このペイオフ解禁がもたら
す影響というのも大変大きなものがあるというふうに思います。今後とも国に対し、改善
策を求めることを要望いたしまして、私の、松浦市長任期最後の、私の質問を終わらせて
いただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で10番、山本議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、木村議員ではございますが、10分間のトイレ休憩をい
たします。

午後 3時 1分 休憩

午後 3時14分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

11番、木村議員。

〔11番 木村 一彦君 登壇〕

11番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いた
しますので、明確な御答弁をお願いします。

最初に、市長の施政方針演説について質問いたします。まず、公正公平な市政について

お尋ねいたします。市長は7日の平成14年度施政方針演説で、「就任以来の3年9カ月を振り返り、この間、今日まで一日たりとも停滞の許されない厳しい行財政環境の中、就任当初の所信表明で申し上げ、また一昨年の秋、改選後の議会でも申し上げましたように、私は公平公正の信念のもと、日々が任期であるとみずからに言い聞かせ、すべての市政運営に懸命の努力を続けてまいりました」と述べておられます。また、演説の結びの部分でも、「私の任期は今日より106日を残すところではありますが、私はこれら施策の遂行に当たり、初心を忘れることなく、公平公正の基本理念と限りない使命感を胸に、諸施策の実行に全力を挙げてまいる所存であります」と述べておられます。いわば、公平公正は、松浦市長の一貫した政治信念であり、基本姿勢であることを繰り返し表明されておるわけでありす。

そこで、お尋ねいたします。最近、業際研事件に関連して逮捕された徳島県知事の汚職事件に見られるように、下請業者の選定に絡む不正が全国的に大きな問題となっております。この事件を報道した6日付の毎日新聞は、「ゼネコン汚職などを機に、公共工事への監視が強まる中で、下請に関する不正は盲点でもあったとして、大規模な工事の参加資格を持たない建設会社にとっては、下請業者に入ることが生き残りのために欠かせない。このため、発注者側の元請業者に対する天の声があれば確実に下請受注することができる。今回のような発注者側の下請への介入は想定外だったとして、国土交通省側も困惑している」と述べております。そして、「今回の事件の下請業者への便宜などは、職務権限には含まれないものの、職務に密接に関連した行為と判断されて立件され、刑事面では決着済みの問題だが、問題は行政面である」と、このようにしておるわけでありす。

加藤紘一元自民党幹事長の元秘書による脱税事件でも同様、下請への便宜供与がなされており、この問題は今や国政と地方政治の上での大問題になっていると言っても過言ではありません。市民の間でも、防府市は大丈夫かという声が上がっております。市長としては、公平公正を旨とする立場から、この問題にこれまでどのように臨んでこられたか、また今後、どのように臨もうとしておられるか、お答え願いたいと思います。

市長施政方針演説について、次に、行政改革、民間委託の推進についてお尋ねいたします。施政方針演説の中で市長は、「行革と合併、この2つのことは、いずれも市と市民の将来のため、断固たる覚悟と決意を持って、早急に実現が求められる最重要課題であると考えます」と述べられ、二大課題の1つとして、行政改革、なかんずく、先ほども議論がありました現業部門の民間委託の推進に強い決意を表明しておられます。

そこで、お尋ねいたします。去る6日に、安心して暮らせる防府市をつくる市民の会から、4万1,367筆の民間委託反対の署名が提出されましたが、これをどのように受け

とめておられるか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

2番目に、入札・契約制度の改善について質問いたします。私みこれまで、入札・契約制度の改善について、たびたび本議会で取り上げ、より透明性、公平性の高い制度を実現するよう求めてまいりました。これは、公共工事をめぐるさまざまな不明瞭な事態をなくし、市民の貴重な税金の支出を少しでも安く抑える、こういう立場から当然のことだと考えております。このような中で、市は、平成10年4月から制限付き一般競争入札を試行、そして12年4月からは本格導入いたしました。また、平成10年8月からは予定価格の事後公表を実施してまいりました。

そこでまず、一般競争入札及び予定価格の事後公表実施の成果についてお尋ねいたします。実施後、今日まで、その成果はどのようにあらわれているか。また、成果があるとすれば、その理由や要因は何か、この点についてお答え願いたいと思います。

次に、低入札価格調査制度についてお尋ねいたします。この間、市の公共工事を破格の値段で落札するケースが、以前に比べると目立ってふえており、その都度契約を保留して調査が行われております。この間行われた低価格による入札の実態は、どのようなものでしょうか。調査した結果、どのようなことがわかったでしょうか。また、以前にも議会で取り上げましたが、低価格の落札によって下請業者がしわ寄せされ、被害を受けるようなことがあってはなりません。その実態と対策についてもお答え願いたいと思います。

次に、積算単価についてお尋ねいたします。世上一般に、公共工事は民間に比べて高いとよく言われます。それは、予定価格の基礎となる積算単価自体が、実勢より高いからだと言われております。事実、最近の新聞報道によりますと、国や地方自治体、公団から材料単価の調査委託を独占している2つの財団法人、すなわち経済調査会と建設物価調査会には、会計検査院と旧建設省のOBがそろって天下りし、会計検査では両財団の調べた材料単価はノーチェックとなっていること、実際の取引価格よりも1.5倍も高いものでも全くチェックされておらず、国土交通省、会計検査院、財団による完全な癒着だと指摘されております。このような状況について、市としてどのように考えられるか、お答え願いたいと思います。

この項の最後に、予定価格、調査基準価格の事前公表についてお尋ねいたします。山口県は、平成13年1月から、1億円以上の工事の予定価格を事前公表するようにしました。さらに同年7月からは5,000万円以上、そして本年4月からは、すべての工事の予定価格を事前に公表することにしております。予定価格をめぐるあらゆる不明瞭な動きを防止し、入札の透明性を高めるためにも、予定価格を事前に公表することは極めて有効な方法であり、今や時代の流れだと思っております。本市も、最低価格である調査基準価格を含めて、

予定価格の事前公表に踏み切るべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか、お答え願いたいと思います。

3番目に、学校給食について質問いたします。今、飽食の時代と言われる裏で、輸入食品、加工食品、ドリンク、食品添加物、農薬、高カロリー、高たんぱく、遺伝子組み換え、外米、外食、レトルト食品、コンビニ食などが激増し、その結果、食のゆがみ、すなわち戸外食、孤食、あるいは5回食、子ども食など、子どもの体の変調が起きております。生活習慣病、骨折、アレルギー、ストレス、肥満、拒食、便秘、キレる、すぐ疲れる等々が著しくなっているわけであります。このようなときだけに、食の豊かさが心を育てる、こういう立場で改めて学校給食が見直されなければならないと考えます。

そこでまず、学校給食の基本的理念についてお尋ねいたします。これまで、この議会でたびたび論議されてまいりましたが、学校給食の教育的意義をどのように認識されておられるのか、改めてお伺いします。また、さきの行政改革委員会の答申では、センター方式による民間委託を答申しておりますが、このやり方のもとでも、そうした学校給食の教育的意義は貫かれるとお考えになるのか、もしそうだとすればその理由は何なのか、お答え願いたいと思います。

次に、行政改革委員会の答申と、市の実施計画についてお尋ねいたします。行革委員会の答申に基づいて、市はセンター方式による民間委託をどのように具体化しようとしておられるのか。その計画の骨組みといいますか、枠組みはどうなっているのでしょうか。小学校の既存施設をどうするのか、親子方式をどの程度取り入れるのか、センターを幾つ設置するのか、民間業者への委託はどのような方式で行うのか、いつまでに何をやるのか、こうした問題について、現時点で考えておられる、できるだけ具体的な中身を教えてくださいたいと思います。

次に、コストの問題についてお尋ねいたします。先ごろ、オンブズマン防府によって公開された行革委員会の審議内容を見ますと、同委員会がセンター方式による民間委託を答申した唯一最大の理由は、コストが削減できるということでした。しかし、果たして本当にそうでしょうか。同委員会の審議内容を見ると、ほとんど人件費の単純比較しか論議されておられません。市の職員の給与が高いので、これを賃金の安い民間労働者にとってかえれば、コストが削減できる。こういう極めて単純な論議であります。しかし、コスト比較をするからには、もっと総合的、長期的視野から検討されなければなりません。当面は安くつくように見えても、長期的にはセンター方式、あるいは民間委託はかえって高くつくという結果が、既に全国各地の経験から出ております。新しい施設の建設費用、その維持管理費用、配送コスト、業者への委託料の高騰など、人件費以外の、ある意味ではそれよ

りもっと大きな要因となる他の要因もすべて検討した上でコストを比較したのかどうか、この点について、当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、労働者派遣法等との関連についてお尋ねいたします。学校給食調理業務の民間委託は、労働者派遣法及び職安法に違反する疑いが強く、現にこの問題をめぐって全国各地で訴訟が起きております。これについてどう考えておられるか、また、関係機関と協議していく必要があると考えますがいかがでしょうか、お答え願いたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 11番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 公平公正な市政についての御質問にお答えをいたします。御質問の下請負人の選定については、発注者である市が下請負人を選定し、あるいは元請業者に対して下請負人を指定することはありません。

ただ、入札案内の設計図書に添付する指示事項で、下請負人を必要とする工事については、市内建設業者を活用するよう要請しております。これは、市内業者の育成という観点から要請しているもので、特定の業者名を挙げて要請することはありません。私個人といたしましても、このルールに基づき、市政を執行いたしております。

次に、行政改革、民間委託の推進についての御質問にお答えします。本市を取り巻く社会情勢の中で、行政改革の断行と、県央部中核都市の実現を現下の最重要課題といたしまして市民の皆様にお示ししていることは、御承知のとおりでございます。この行政改革の取り組みは、本市が抱えているさまざまな問題を抜本的に見直し、私の行政運営の基本理念としている市民主役の市政、市民のための行政運営を再構築することを目指しているところであり、業務の民間委託もこの基本理念からは決して逸脱するものではないと、強い信念を持っております。

安心して暮らせる防府市をつくる市民の会から提出されました、民間委託反対署名に対する感想はという御質問でございますが、市民の負託を受けて行政運営を担当させていただいておる私といたしましては、安心して暮らせる防府市をつくるための、時代に即応した最良の行政運営の方策を市民の皆様にご提示申し上げることが、私に課せられた使命であり、御理解、御協力を得ながら実行していくことが公的使命を果たすことであると確信しております。

なお、この提出された署名をしっかりと精査するまでには残念ながら至っておりませんが、市外、県外の方々のお名前も多くありますことも事実でありますことを申し添えさせていただきます。また、署名運動に対し、公的責任を有する職員の一部の者が、その立場をわ

きまえず、一方的な解釈のもとに反対署名運動の先頭に立って行動しているのではないかとのおしかりや、積極的に行政改革を推進すべきであるといった数多くの御意見や激励もちょうだいしているところでもありまして、私といたしましては、防府市行政改革委員会の御答申を厳粛に受けとめるとともに、議会の皆様とも協議を重ねながら、行政改革に不退転の決意で取り組む覚悟でありまして、5月の市長選挙では、この点を強く市民の皆様へ訴え、御判断をいただく所存でありますことを申し上げ、今任期最後の壇上からの答弁とさせていただきます。

残余の質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 公平公正を旨とされる松浦市長におかれては、この下請をめぐる不正について、もう少し前向きなといえますか、そういう御答弁が欲しかったわけがありますが。それはさておきまして、実は、下水道工事をめぐる談合疑惑が持ち上がった平成11年6月議会、ここでの工事請負契約の締結についての議案質疑の中で、同僚議員が市長の政治資金管理団体である青眼会に企業から献金がなされていることを指摘して、入札があるときに、入札がある業者から政治資金のそういった寄附を受けるということが適切なかどうかという質問をいたしました。市長はこれに対して、「私は6月に」とありますが、平成10年の6月です。「突然、市長職ということになりましたので、その6月の時点から、本当に今日、つまり平成11年6月に至るまで、もう既に市の契約案件にかかわりがありそうだと思う方々は全部脱会していただくようにしてありますし、既にその届け出も、もう十数社からいただいておりますような気がいたします」云々とありまして、「執行権というものを付与された立場に立った政治家でございますので、議員時代とは違うということで、線をビシッと引いておりますし」云々、「今後の扱いについては、去年、すなわち平成10年の6月の時点から、私がやっておりますことをきちんと今後も継続していきます」云々、こういうふうにご答えておられます。

そこで、この姿勢に今もお変わりはないかどうか、市長にお尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） いささかの変わりもございません。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） そこで、平成11年の3月29日付の青眼会の政治資金報告の中に、豊浦郡豊浦町の芝田建設株式会社から50万円、同じく豊浦商会有限会社から50万円、合わせて100万円の献金がされております。この2つの会社の代表者は、ともに芝田健二氏であります。同じ系列の会社から計100万円の寄附が、平成11年3月

締め切りの政治資金報告に載っております。また、翌年の平成12年3月28日付の青眼会の政治報告にも、同じくこの2つの会社から50万円ずつ計100万円が、松浦市長の政治資金管理団体である青眼会に寄附されております。11年、12年とも、この額は、この寄附者の中で最高額であります。そこでお尋ねしますが、この企業、もしくはこの代表者である芝田氏とはどういう御関係なのか、差し支えない範囲で述べていただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 芝田健二氏とは、25年ぐらい前からの友人でございます。アマチュアの競技ゴルフを通じて、お互い切磋琢磨してきた人物でございます。長いおつき合いをしております。その間に、私のいろいろな部門におきまして御支援もいただいております。仲良くおつき合いをさせていただいております人物でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 先ほど、市長の最初の御答弁で、下請業者の選定に市が関与したことはない、ただし、指示事項で、市内業者の育成の立場から、市内業者を活用するように要請しておると、こういうお話でございました。ところが、この今話題にしております芝田建設は、平成12年、先ほど申しました100万円ずつの献金が2年間続いた後の次の年、平成12年7月に、市の公共下水道築造工事を8,400万円で請け負った市内の業者、仮にF社としておきます。このF社の下請に入っております。また、8月には、他の公共下水道築造工事を、9,700万円で請け負った違う市内業者、仮にS社としておきます。このS社の下請にも入っております。

最初に市長が言われましたように、こういう契約案件にかかわりがある業者からの献金は一切断っているとおっしゃいました。確かに、この芝田建設は市の指名業者でもなく、入札参加業者でもありませんけれども、最初に述べました下請指名をめぐる最近の不正の動向からして、こういうことが起こっているのは好ましいことではないと思っております。また、この芝田建設が、この2つの工事の下請に入ったということで、当時、議会筋その他では、何で市外の業者が市の公共工事の下請に入るんだろうかと、極めて奇異なこととしてうわさされたことも記憶に新しいところであります。これについてどう思われるかお伺いしたいと思っております。

ちなみに、この芝田建設は、その後贈収賄事件の一方の当事者として、下関土木事務所の課長とともに逮捕、起訴されたことは周知のとおりであります。この点について、ちょっとお伺いしたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 芝田さんとのそういう政治資金の御寄附をいただいておりますのは、平成11年、10年だけではなく、その前からもちょうだいしておりますことを申し上げておきます。そして、今おっしゃったその下請の業者というような形は、私は全く思っておりませんでした。市の登録業者でもないことはよくわかっておりました。また、豊閑地区で大きく手広くお仕事をされておられることもよく知っておりましたので、市の、いわゆる下請という形で入り込まれたんだということを知ったのは、実は、議員が今御指摘のありました12年に事件がありまして、県の指名停止を受けられた折に、したがって平成12年の12月頃であったと思いますけれども、市の土木部長だったか当時の部次長だったかから、かくかくしかじか、県の指名停止の表がまいましたというような の中にありましたので、これはどういう関係があるんだと聞きまして、市内の今言われたF社、S社の下請をやっておられるんだということを聞きまして、私といたしましては、その時初めて、彼が防府市内で仕事をされているということを知ったようなわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 土木建築部長にお伺いします。こうした市外の業者が、市の公共工事の下請に入るとするのは、しょっちゅうあることですか。それから、たまにあるとしたら、その理由というのは何でしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 今の下請業者のしょっちゅうあるかということ、これは下請人を使う場合には、工事の一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合は、当該請負者に当該第三者の名称、その他必要な事項を記載した書面を提出させるという防府市工事執行規則第10条第2項及び建設工事請負契約第7条で定めております。そういうことで、一応私の方は、それが出ました場合には、工事材料、それから施工方法等、建設機械器具等の選定に誤りがないか、建設作業あるいはその監督に携わる下請負人、労働者現場代理人、主任技術者が適格であるかという処置で行っておるものでございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 土木建築部長として、先ほど下請を使う場合に、市内業者を活用するよう要請しておるわけでありますが、それに抵触している芝田建設などのケースの場合、何ら注意も何もしないんですか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 出てきたものについてはそのまま受理しておりまして、特に、書いてありますように、市内業者等については、育成のために使うようには指導し

ております。県外から出てきた場合には、多いか少ないかと言われますと、私の記憶するところでは、特殊工事を除きましては、余り多くはないと思います。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） この2件の下水道工事の下請に関しましては、その下請を受け負わず理由として、自社で施工できない工程があるためというふうになっているわけがありますが、この辺について、土木建築部長、このケースについてはご存じないですか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 詳しい事情はわかりませんが、一応、契約があったということは、報告を受けております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） これ、事件になったんですよ。だから、それを知らないということはあり得ないし、また、知らないとしたら、極めて無責任な話でありまして、そういう点では、なぜこの芝田建設が下請に入ったのかという技術的な問題を含めて、理由は御承知だと思っただけなんですけどね。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） この工事は特殊工事でございます、下水道の推進工事、人が掘削するのではなくて、機械で掘削していくという特殊工事でございますので、下請にかけた、その部分だけをということでございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） どういう工法ですか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 遠隔操作で、立て抗を掘りまして、中に特殊機械の掘削を入れまして、遠隔操作で掘削をしていくという、（「通称何という工法ですか」と呼ぶ者あり）推進工法という工法でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 私が調べたところによりますと、これいわゆるドックマン工法というんですけれども、この工法の技術は、市内業者でもたくさん持っています。この元請の業者自体が、この工法の技術を持っているんですよ。F社も。だから、これはおかしいですよ。この工法がやれないから芝田建設に下請に出したというのは、これは通らないです。どう思いますか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 推進工法にはいろいろな機械とありますが、推進機が

ございますので、今おっしゃいましたドックマン工法というのは、一つの推進工法の名称だとは思いますが、一般の設計書では、推進工法として設計しておると思います。（「答えになってない」と呼ぶ者あり）

議長（久保 玄爾君） 暫時休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

午後 3時47分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

市長。

市長（松浦 正人君） 12年のその時点のときに、私は詰問をいたしました。なぜ、この芝田さんの会社が市とかかわり合いがあるんだと。当然のことです。私も、かわり合いのある方とのそういう政治献金という形は、極力避けていかななくてはならないと肝に命じて市政運営に当たっておりましたものですから、びっくりしましたし、知りませんでしたから。聞きましたら、大変特殊な技術を持っておる業者で、県内でも高い実績がある業者なんですよという報告を、今、たしか答弁した林、当時部次長だったのかなと思うんですけれども、管理課長だったのかよくわかりませんが、詰問をいたしましたので、そのときにはっきりそういう説明を受けたのを、私は記憶をいたしております。

また、先ほど答弁漏れをいたしておりますが、いろんなことをいろんな立場でおっしゃられてきたことは、私もよく耳にしております。しかし、それはまさに試せんがための情報であり、また、あるいは悪意な思いに立った憶測であって、私は大変そういうものに対して迷惑をしておりますので、もし、そういううわさとか、いろいろさっきおっしゃいましたけれども、その辺に対しての情報をお持ちでございましたら、ぜひ私にも提供していただきたい。私も市民の前にしっかりお示しをして、どちらの考え方がはっきりしているのか、私は説明をしていく責任があると、そのように思っておりますし、法的な措置ももちろん考えてやっていかななくては、市民に申しわけのないことだと、そのように思っておりますので、わかりやすく私にも教えていただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 工法については、先ほど申しましたように、この工事の工法はドックマン工法といいまして、立て杭を掘って、それからジャッキで掘削していくわけですね。だから、これは市内の業者で十分できる技術なんです。この元請のF社もこれはやれるというふうに確認しております。

それはそれとして、今、松浦市長が、長年にわたって親しいつき合いをして、しかもか

なり大きな額の政治献金をずっと受け取ってきた。その業者がなぜかしらある日突然、この市の工事の下請に、それもかなり、1億近い工事の下請に2件ほど入っているのを知ってびっくりしたということですから、私はそのとおり受け取っておきたいと思います。しかし、公正公平という立場から見れば、こういう清潔を標榜される松浦市長にとっては、こういう不明瞭な事態は、きちんとしていっていただきたいというふうに思います。

それから、土木建築部長に聞きますが、今の芝田建設の件にかかわらず、これまで、直接、間接を問わず、元請業者に対してこの下請はやめた方がよいとか、この下請にした方がよいというようなことを話したことはありませんか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） そういったことはございません。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 私の聞いている限りでは、かなり信頼できる筋からは、市内の元請業者に対してそういう話があったというふうに聞いておりますが、それは今後の調査に待ちたいと思います。いずれにしろ、今後、こうした新しい 何というんでしょうか、毎日新聞によると、盲点になっているという、下請に対する口利きビジネス、これは、全国的にもかなり広がっていると思いますので、こういうものをただすような方向でぜひ施政に臨んでもらいたいということを申し上げて、この項の質問を終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上で、市長施政方針についてを終わります。

次は学校給食について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 学校給食についての御質問にお答えいたします。

まず、学校給食の教育的意義、公共性ということでございますが、議員御案内のように、学校給食は、学校給食法という法律に基づき運営をしており、同法第2条に、学校給食の4つの努力目標が掲げられております。1番目に、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。2番目に、学校生活を豊かにし、明るい社会性を養うこと。3番目に、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。最後に、4つ目に、食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くことでございます。

こういった目標を達成するために、市内の校長会、あるいは各学校の給食主任、学校栄養士及び教育委員会で構成されました学校給食研修部で、児童・生徒の発達段階に合わせたカリキュラムを組み、各学校で栄養教育や給食指導を行っております。

次に、防府市行政改革委員会の答申と、市の実施計画についてということでございますが、昨年11月、防府市行政改革委員会から、「学校給食業務については、中学校給食の

実施も含めて、センター方式により、民間委託の早期実施（３年以内）を図るべきである」との答申を受けました。その理由とし、「学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達と、国民の食生活の改善に寄与することを目的とし、学校教育の一貫として実施されるものであり、本市においては、現在、すべての小学校及び野島中学校で自校直営方式で実施されている。行政改革の主目的である行政の簡素化、効率化という観点から、コスト面で考えた場合、現行の自校直営方式での給食業務を続ける限りは、学校給食室の改善等の維持管理経費や、高水準の人件費により、学校給食経費の増大は避けられない。そうすると、現行の学校給食のサービスを確保することで、今後はコストの高いシステムから、よりコストの低いシステムに切りかえていくという視点も必要である。

このことから、本市の給食体制は、民間に委託した方がはるかに抜本的な解決策と考えられ、経費削減の効果は目に見えるものである。さらに、学校給食業務の民間委託については、全国的に見ても、委託業務内容の差こそあれ、センター方式により実施されている現状にあり、本市においても、以上の観点から考えると、センター方式による方法が最良であると判断されるものである。また、現在実施されていない中学校給食についても、特に義務教育の点から、小学校給食とあわせて総合的に検討され、早期実施を図るべきと考える」とされております。

このような答申を受け、現在、庁内の委員で組織した防府市行政改革推進会議で、推進計画を策定中であります。新年度で小・中学校給食協議会に係る経費をお願いしておりますが、この協議会で、小・中学校のPTAの方、学校長等、学校給食に関係する皆様方の御意見をお伺いすることとしております。

ところで、昭和60年1月、当時の文部省体育局長から、学校給食業務の運営の合理化という通知が出ており、「給食業務は地域の実情等に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により、人件費等の経常経費の適正化を図る必要があること」となっております。また、平成12年9月に、当時の市議会教育民生委員会から、「教育委員会で基本計画を策定するときは、防府市の中学校給食早期実施に向けて、近代的な設備の導入、安価で新鮮な食材の購入、将来にわたる財政負担を考慮し、1、共同調理場（センター方式）を市で設置し、運営については基本的に民間委託をすること。2、小学校についても、将来的には共同調理場（センター）に組み入れること。3、市街地より遠隔にある学校は、小学校との親子方式の採用」という要望書が提出されております。教育委員会としましても、防府市行政改革委員会の答申を尊重しつつ、教育民生委員会の要望や国の通達を参考とさせていただき、できるだけ早い時期に実施計画を策定し、具現化する所存でございます。

次に、コストについてでございますが、先ほども申し上げましたように、まだ実施計画を策定しておりませんので、具体的な数字を申し上げることはできませんが、金額は別として、参考までに回転がまの数で申し上げますと、現在、市内で500食程度の調理数の給食室には3基設置しておりますが、平成13年4月に新規に供用開始をしました県内他市の1日3,000食規模の共同調理場では6台の設置となっており、単純に比較しても3分の1となります。加えて、人件費につきましても、地方自治経営学会が全国規模で平成10年度の決算額より統計をとっておりますが、直営方式と委託方式を比べた場合、直営方式の方が人件費ははるかに高くなっております。その大きな原因として、直営の場合は、年間の給食回数にかかわらず人件費が支払われ、委託の場合は給食回数に応じ人件費が支払われることが挙げられております。

最後に、委託に出した場合、法律が関係してくるとのことでございますが、よく精査してみたいと存じます。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） まず、今おっしゃったように、この実施計画がまだはっきりしていないわけですね。それで、昨日の市長の同僚議員に対する答弁では、このようにおっしゃってましたね、大要、私の速記ですから正確には違うところあるかもしれませんが、いきなり3年以内に小学校の施設を全廃してセンターでやるんだ、こういう乱暴なことはいたしません。こういうふうなお答えもありました。それから、既存の小学校の施設を使って、中学校にも配送する、まさに、そのような形でやっていきたいと思っているんだ。これはまさに、親子方式のことなんですね。そういう意味では、この実施計画が、骨組みがというか基本がどこにあるのか、いまだに我々もよくわからない。壇上でも申し上げましたように、センターを幾つつくるのか、あるいはその中で親子をどうやるのか、小学校の施設をどうするのか、全くわかっていないんですね。

そういう中で、コストが安い、安いと、こういうふうに言われますけれども、コスト計算というのはそんな単純なものでは比較はできないと思います。それは、壇上でも言いましたが、新しい施設の建設費や、特に高くつくのは配送コストなんですね、センター方式にすると。車を何台か持って、それをどんどん配送していかなきゃいけない、人件費もかかる。それから、もっと大きな要因は、民間に出した場合の委託料なんです。確かに、業者は最初、自分が仕事をとりたから、安く委託、落札しますよ。しかし、もうけるのが目的ですから、どんどん委託料が上がってきているのが、全国の実績なんです。例えば、ここに埼玉県春日部市の例がありますけれども、春日部中学校というところでは、平成2年度からこういう委託を始めたんですが、このときの委託料が2,830万。ところが平

成8年にはこれが3,591万にはね上がっている。同じく谷原中学校では、平成2年に1,751万だったものが、平成8年には2,287万にはね上がっている。あるいは東京墨田区、これは、1989年から1996年、7年の間に2.46倍も委託料がはね上がっているんです。それは業者としては当然ですよ、もうけたいですからね。どんどん上がっているんです。こういう要因が全く考慮されていない。人件費の比較だけ。これでは、科学的なコスト論とは到底言えないというふうに私は思います。

それから、派遣法との関連で言いますと、今、市が考えておられるのは、センターをつくって、いろいろな施設をつくって、そこに業者から人を派遣していただいて、調理をやっていただく。パート労働者ですね、主に。こういうのは労働者派遣法では、人材派遣会社じゃないとできないことになっているんです。民間の給食屋さんなんかやったら、これは違法になるんです。そういう点が全く考慮されておりません。もう、千葉県市川市、大阪府堺市、東京都杉並区、その他で住民訴訟が起こっています。そういう意味では大変問題がある。この点について、どのようにお考えか、いま一度御答弁願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、議員さんの御指摘でございますが、先ほど壇上の方からも御回答申しましたけれども、法を精査して、問題のないように対応させていただきます。特に先進地の事例を十分に検討し、本市にそういった同じ轍を踏むことのないように、十分気をつけさせていただきます。（「コスト論、コストについて」と呼ぶ者あり）

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 現在は、推進計画ができ上がっていませんので、総合的なことができませんから、今、壇上で、かまの件とそれから人件費で申し上げました。もう少し、これは時間をいただかないと、市全体のこの取り組みの方向性、これが煮詰まって、そしてこの給食にかかわる部分も具現化されると思いますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 要はまだ、全く、その行革委員会は3年以内にやれというようなことを言っていますが、市の側としてはどのような形でやるのか、その骨組みもまだできていないように受け取りました。ですから、コスト比較もできないわけですね。ですから、安いとか高いとか言う前の段階であるということが言えると思います。

いずれにしろ、最初に私が言いましたように、この学校給食は今や社会情勢が非常に激変しております。家庭でのその夕食を囲んでの一家団らんなんていう風景も、だんだんなくなってきている。そして、朝御飯を食べないでくる子どもたちが大変多い。中学校では、

いつかの一般質問でも言いましたように、昼休み、パン注というのがありまして、パンの注文の時間がある。学校によっては、クラスの2割がパンを注文する。こういう状況なんです。だから、我々の世代、昭和10年代の世代、市長さんなんかもそうですけど、我々世代のあの牧歌的な家庭というのは、今やないんですよ。そして、大変な変化が食生活の上でも家庭生活の上でも起こっている。結婚しても、コンビニに夫婦で買い物に行くという若夫婦もたくさんいるんですから。

そういうふうな中で、最初に申し上げましたように、いろんな有害な食品がふえている。だから、この中で子どもたちを守っていくには、本当に今、学校給食しかないと言っても過言ではないです。その学校給食を本当に安全でおいしくて、温かいものを子どもたちにつくってやるというのは、これは我々大人の世代の責任だと思うんですね。そういう意味で、この辺をただコスト論だけでやるのではなくて、本当にそうした教育にも、それから豊かな子どもを育てるという意味でも、この温かく安全で豊かな、そしてきちんと栄養のバランスのとれた食事をとらせると。せめて給食だけでもとらせるということが大変重要。そして、給食の場で、本当にみんなが一緒に食事をする、食事を通じてルールを学んでいく、配食したり、いただいたりというようなルールを学んでいく、そういうものをこの給食の中で培っていくということは大事だと思います。その点を強調して、この項については終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上で、学校給食についてを終わります。

次は、入札・契約制度の改善について。財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） それでは、私からは入札・契約制度の改善について、1点目の一般競争入札予定価格の事後公表実施後の変化について、それから2点目の低入札価格調査制度について、それから4点目の予定価格、調査基準価格の事前公表について、お答えをいたします。

まず最初に、入札・契約手続及びその運用の改善につきましては、以前から一般競争入札等の活用も含めた多様な入札方法の採用の検討を要請されていた経緯もあり、本市では平成10年度から2年間の試行期間を経て、平成12年度から設計金額が1億5,000万円以上、及びJVに発注する建設工事について、制限付き一般競争入札を実施しているところでございます。本制度につきましては、メリット、デメリットが言われており、その視点から判断いたしますと、業者の選定過程が透明で公正となり、発注者の恣意性は排除されますので、このことは成果ととらえております。一方、参加資格の設定や、入札審査、施工監督等の事務量の増加などの問題がありますが、これについては今後の課題として受けとめているところでございます。

次に、本制度導入前と導入後の予定価格に対しての落札率でございますが、導入前の平成9年度は96.7%です。実施後の一般競争入札に付した案件の平均落札率は平成10年度92.0%、11年度97.6%、12年度99.3%で変化は見られませんが、平成13年度は77.1%となっております。13年度の落札率の低下については、指名競争入札においても同じ傾向が見られますので、今のところ、不況を反映した業者間競争の結果ではないかと考えているところでございます。

予定価格の公表につきましては、不正な入札の抑止力となり得ることや、積算の妥当性に資することから、平成10年8月に事後公表を、その積算内訳については、平成13年4月から事後公表をしております。その成果としては、不落札の減少が見られますので、これは今年度から実施した予定価格の積算内訳の事後公表の成果と見ることもできます。

次に、低入札価格調査制度につきましては、以前は最低制限価格制度を適用しておりましたが、平成10年8月から、低入札価格調査制度へ移行し、平成13年4月1日の公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律の施行に伴い、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、調査することにしております。その実施状況でございますが、平成10年度3件、11年度6件、12年度7件と安定しておりましたが、13年度は22件となっております。

今年度から、低入札価格調査対象案件がふえていることについては、現在の不況を反映した業者間競争の結果ではないかと考えているところでございます。13年度の事例を工種別に見ますと、土木10件、舗装4件、機械設備4件、とび・土工2件、建築及び塗装各1件となっております。なお、調査の結果、契約の内容に適合した履行が可能としたものは21件、不可能としたものは1件でございます。また、不落札とした案件については、監理課で調査結果を公表いたしております。

下請業者のしわ寄せ対策でございますが、本市では、「低入札に対する取り扱い方針」を制定し、低入札価格の調査基準を下回る入札が行われた場合は、15項目の調査項目を定めております。これは、手抜き工事や品質の低下や下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりやすいため、契約の内容に適合した履行ができるかどうか調査するものでございます。下請に関する事項につきましても、下請業者の資材単価、労務単価、または市場単価について、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に抵触しないか確認することになっております。その際、見積金額の問い合わせに対して苦情があったという話は聞いておりません。なお、新年度からは現要領に加え、「低入札価格調査マニュアル」等を策定することとし、低入札に関する下請業者へのしわ寄せ対策等には万全を期したいと考えておるところでございます。

続きまして、4点目でございますけれども、予定価格の事前公表につきましては、平成10年の中央建設業審査会の建議や、国の方針に倣い、長期的な検討課題といたしているところです。本市におきましては、平成12年12月議会において、「予定価格の事前公表に当たっては、競争的環境を整備すること、業者の競争能力を高めるための積算能力の向上を図ることが最も必要であり、そのために予定価格の積算内訳の公表等の諸施策を実施し、その成果を見きわめ、適正な時期に実施したい」と答えております。現在、平成13年度の入札、落札状況を精査しているところでございますが、今のところ、1回目の入札で落札する案件がふえていること、また複数の工種で落札率が低下していること等、事前公表に向けての課題としていた案件が改善される傾向にありますので、平成13年度におけるすべての入札・契約業務が終了した段階で、事前公表の実施に向けた諸問題を整理し、平成14年度中には施行したいと考えております。

それから、調査基準価格の事前公表につきましては、これが目安となって、業者の見積努力を損なうおそれがありますので、事前公表につきましては、今後の課題とさせていただきます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 公共工事の積算単価についてお答えいたします。御質問の本市の公共工事における予定価格の積算に用います労務単価につきましては、国が主体となって調査決定したものを、また資材単価につきましては、県が県内の価格動向にあわせて調査した単価が県より提供されてきますので、その単価を基準にしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 時間が来ましたので、終わりたいと思いますが、入札制度というのは理想的なものというのではないと思うんですね。だから、行政や業者、市民が一体となって、やっぱりよりよい、透明性の高いものを努力してつくっていくしかないと思います。そこで、財務部長の御答弁で懸案となっております予定価格の事前公表も、平成14年度中には施行に踏み切りたいと、こういう御答弁ありましたので、ぜひ積極的にやっていただいて、より透明な、また公平な入札制度が実現できるよう要望して、私の質問を終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上で11番、木村議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了い

たしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は26日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

午後 4時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年3月12日

防府市議会議長 久保玄爾

防府市議会議員 河杉憲二

防府市議会議員 原田洋介